

長久手市景観計画 (案)

長久手ならではの「景観まちづくり」を、みんなの手で

Nagakute City Landscape plan



長久手市

長久手らしい景観を検討し、魅力あるまちづくりを推進するため、「あなたの好きな長久手をとろう・かこう」をテーマに、2019（令和元）年に長久手フォトコンテスト及び長久手まちの絵コンテストを開催しました。

表紙及び本文中の「○○○」◆の入っている写真や絵は、「2019（令和元）年 長久手フォト・まちの絵コンテスト」に応募していただいた作品です。

表紙写真

2019（令和元）年 長久手フォトコンテスト 最優秀賞作品

応募内容

タイトル：長久手の仲間たち 撮影場所：杵ヶ池公園

この景観を選んだ理由：

写真のトンボはチョウトンボといい、本州、四国の平地や丘陵地などの植生豊かな湖沼にいるトンボですが、全国的に数が少なくなっているそうです。6月初旬から羽化が始まりますが、杵ヶ池公園では毎日7,8匹の羽化を確認できました。

現在の長久手は都市化が進みながらも豊かな自然を身近に残している魅力的な土地です。背景に都市化の象徴である大きなマンションを映しこみ、豊かな自然の象徴であるチョウトンボを撮影したこの写真が長久手を表現できていると思い、選びました。

景観まちづくりの全体像

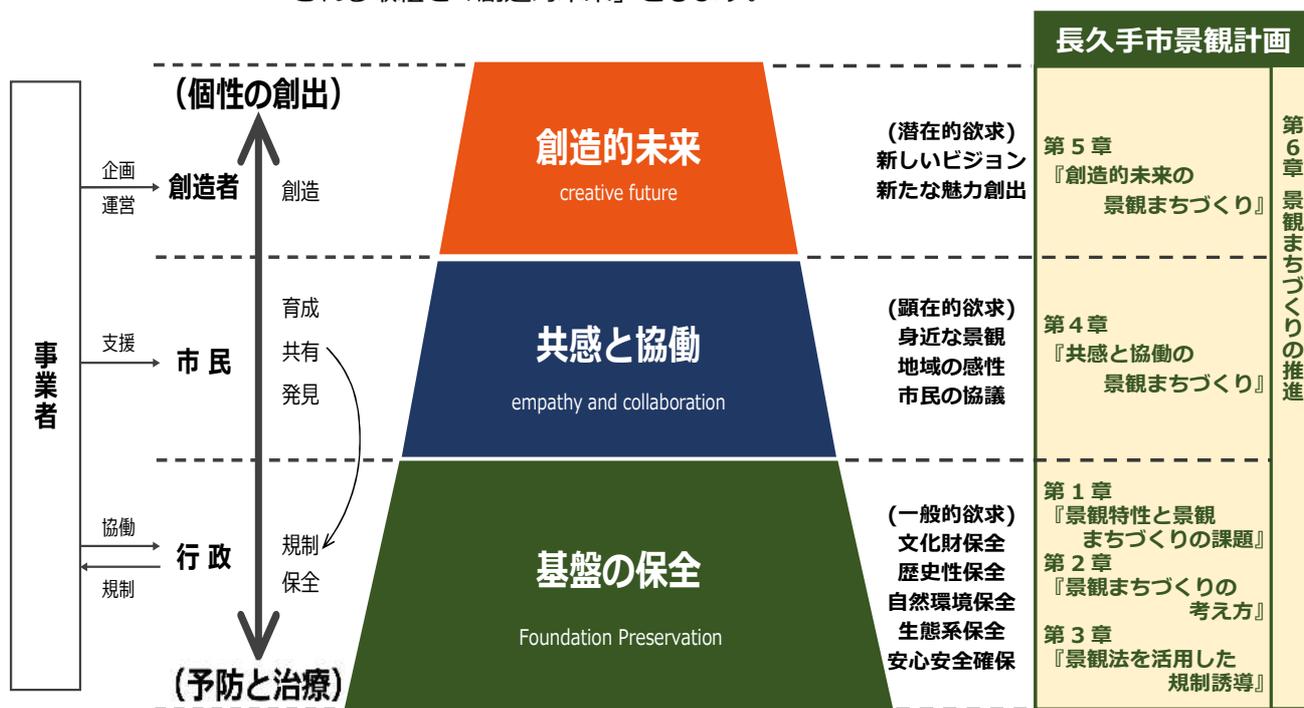
長久手市景観計画において捉える景観まちづくりは、大きく「**基盤の保全**」、「**共感と協働**」、「**創造的未来**」の3段階で考えることが重要だと考え、まずこの3段階について説明します。

「基盤の保全」…文化財保全、歴史性保全、自然環境保全、生態系保全、安心安全確保の観点で行われ、今ある景観資源を保全したり、規制により維持したりするような、景観の予防と治療をしていくような取組を「基盤の保全」とします。

「共感と協働」…身近な景観、地域の感性、市民の協働の観点で行われ、誰かが景観資源を発見し、その価値を共有できる仲間が集まり、景観を育成していく取組を「共感と協働」とします。

また、地域住民のまちなみへの意識共有が高まり、まちなみに関するルールを地域で定め、行政がルールの運用を行うことも考えられます。

「創造的未来」…新しいビジョンや新たな魅力創出による景観づくりであり、創造者[※]の個性が発揮される取組を「創造的未来」とします。



景観まちづくりの全体像図

※ 創造者とは、新しい景観づくりを行う者であり、行政、事業者、市民、NPO、専門家などが考えられます。

景観まちづくりに取り組む上で、5つのキーワードが挙げられます。

景観まちづくり5つのキーワード

- ① **診断**…現在の景観の価値を再認識する
- ② **予防**…景観が悪くならないようにする
- ③ **治療**…悪くなってしまった景観を改善する
- ④ **育成**…現在の景観を磨き、価値を上げる
- ⑤ **創造**…より良い景観を目指し創出する

目 次

序 章 景観計画の策定にあたって

1. 景観について	2
2. 長久手の景観を取り巻く社会潮流	4
3. 景観まちづくりとは	6
4. 景観計画策定について	7
5. 景観まちづくりの市民・事業者・行政の役割	8
6. 本計画の構成	9

基盤の保全

第1章 景観特性と景観まちづくりの課題

1. 長久手の特徴	13
2. 全体の景観特性	16
3. 要素別の景観特性	18
4. 市民の意識	24
5. 景観まちづくりの課題のまとめ	26

第2章 景観まちづくりの考え方

1. 長久手らしい景観まちづくりの目標	27
2. 景観まちづくりの進め方	28

第3章 景観法を活用した規制誘導

1. 区域の設定	29
2. 景観形成に関する基本方針	30
3. 要素ごとの景観形成の方針	32
4. 行為の制限	38
5. 屋外広告物における規制誘導	48

共感と協働

第4章 共感と協働の景観まちづくり

1. 共感で進める景観づくり	51
2. 共感から協働へ	52
3. 景観法による共感を得た景観資源の保全	58

創造的未來

第5章 創造的未來の景観まちづくり

1. 創造的未來の創出	61
2. 創造的未來の共感	61

第6章 景観まちづくりの推進

1. 推進体制づくり	65
2. 普及・啓発活動の企画	67
3. 助成制度の検討	68
4. 進行管理と見直し	68

序章 景観計画の策定にあたって

1. 景観について
2. 長久手の景観を取り巻く社会潮流
3. 景観まちづくりとは
4. 景観計画策定について
5. 景観まちづくりの市民・事業者・行政の役割
6. 本計画の構成



序章 景観計画の策定にあたって

1. 景観について

(1) 景観とは

景観とは、「景」を「観る」と書き、私たちが日頃、身の回りで目にしているものであり、山、川、樹木、建物やまちなみ、そしてそこに暮らす人々の姿等、さまざまな要素が混ざり合い、「景観」がたちづくられています。

良好な景観とは、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育むものでもあります。



「桜屏風」◆

(2) 長久手の「景観計画」とは

「長久手市景観計画」は、長久手の景観をどうとらえ、どう守り、どう手直し、どう磨き、どう創っていくか（診断、予防、治療、育成、創造）を定めたものです。

また、長久手の景観を市民や事業者が「自分ごと」としてとらえ、景観について考えてもらい、良好な景観形成につながることを目指しています。

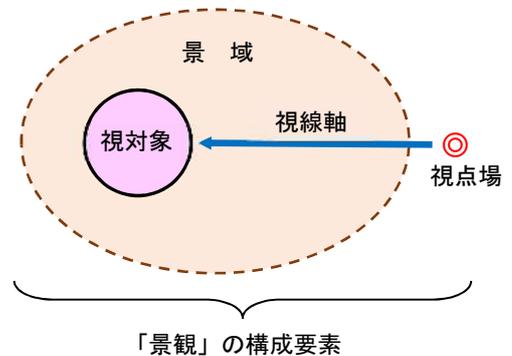
(3) 景観のとらえかた

「景観」の持つ「観る」という文字が示すように、「景観」とは、単に自然物や人工物、人々等の事物や現象が「そこにある」というだけでなく、その有様をまわりの人々がどう感じ、イメージを持つか？という、「人間の認識・意識」があってはじめて成り立っています。では、わたしたちは景観をどのように意識することが必要でしょうか？

① 「広がりや奥行き」を意識する

「景観」は、見られるモノ（視対象）、それを見る場所（視点場）、両方を結ぶ線（視線軸）によって構成されますが、私たちは実際には、もっと広い視野で空間が見えています。

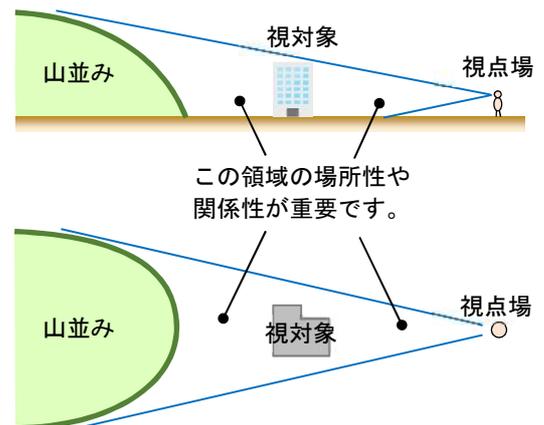
建物を見ているようで、実は周囲の自然も見ており、視対象の周囲や背景にある景観を含めて「景域」としてとらえています。



② 「まわりの環境との関係性」を意識する

①で述べたように、「景観」は広がりや奥行きをもった空間であり、建築物や構造物等を建設する際は、田園や山並み、水辺、まちなみ等といった、場所や背景との関係性を意識することが重要です。

どんなに洗練された建築物や構造物であっても、それを建設したり、設置する場所が、例えば緑豊かな田園や山間、あるいは史跡地等の歴史的空間やその周辺であった場合、その建築物や構造物は地域の景観を損ねる要因となる可能性があります。



③ 「地域で共有する空間」を意識する

「景観」は、私たちが普段見ている自然や公共空間だけではなく、多様な活動や市民生活等を含む幅広いものです。そのため、河川や道路、公園等の公共空間だけでなく、通りから見える個人の建物や庭木等の私的空間も含まれます。



特に、建物の外壁や屋根、敷地内の道路側の緑、建物に付属する屋外広告物や設備等、通り等の公共空間から見える部分は、まちの景観を構成する大きな要素であり、「準公共空間」といえます。「準公共空間」は、私的な空間であっても、地域で共有する空間であるという意識を持つことが重要なことから、「公共空間」と「準公共空間」とを合せて景観まちづくりの対象としてとらえ、市民共有の財産である魅力ある景観を市民、事業者と行政が協働し、作っていくことが重要です。

2. 長久手の景観を取り巻く社会潮流

社会潮流の変化が景観に与える影響を予想し、それに対応する景観施策を整理します。

社会潮流

① 超高齢・人口減少社会の到来

我が国は、今後人口減少と高齢化、少子化が進むことが予想されており、本市においても長期的には人口減少へと転ずる見通しです。

② 地域共生社会の実現

地域住民や地域の多様な主体がまちづくり等に「自分ごと」として参画し、人と人、人と資源がつながることによって住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が目指されています。

③ 官民連携のまちづくりの推進

空き地や空き家をはじめとした都市のスポンジ化対策等、持続可能なまちづくりを進めるためには、都市の活力を高める経済活動や、地域住民による、地域の課題の解決、エリアの価値を向上（エリアマネジメント）させる取組が増えています。

④ 安心・安全の確保

今後、南海トラフ巨大地震が高い確率で発生することが予測されています。また、近年の風水害等では、行政機能が維持できず、地域コミュニティによる見守りや支え合いの輪による防災や防犯対策の必要性が、再認識されています。

⑤ 地球環境問題

化石燃料の大量消費や世界的な人口増加等により、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が増加しています。

気候変動により、自然災害が激しさを増すとともに、季節感の喪失が生じています。

また、地球規模での生物多様性の危機が懸念されており、生物多様性保全の場として、里地里山の保全活用等が求められています。

⑥ 観光交流の拡大

海外からのインバウンド観光が急激に増加するなか、リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開業（2027（令和9）年予定）等、観光交流に対する期待が高まっています。

愛知県においては、愛知万博の理念を継承するべく、市内にある愛・地球博記念公園内に「ジブリパーク」の開業（2022（令和4）年度）を目指しており、今後さらに本市をめぐる交流人口の増加が見込まれています。

⑦ 情報化・デジタル化の進展

近年、デジタル・サイネージやプロジェクションマッピング等の先進技術は大きく進展しており、イベント等の機運醸成策としてのニーズが高まっています。

⑧ 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」は2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年を期限とする17の国際目標であり、我が国においても「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」により8つの優先課題が定められ、積極的な推進が求められています。

長久手の景観に与える影響

▶ 新たな担い手の育成を通じた持続性のある景観づくり

農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加や、将来的に避けられない人口減少に伴う人手不足による庭木の手入れの放棄等の問題が発生することで、農のある風景やまちなみが損なわれることが予想されることから、新たな担い手の育成や新たな景観まちづくりの構築が求められます。

▶ 「地域共生・官民連携」による景観づくり

景観まちづくりは市民・事業者が「自分ごと」という意識をもって公共空間、農地や樹林地の保全等に取り組む意識改革が求められます。

景観まちづくりにつながる市民ボランティア活動が活発に行われ、耕作放棄地の利活用や河川の手入れをはじめ、地域の個性を活かした「エリアマネジメント」へと発展していくことが求められます。

▶ 豊かな自然空間の保全や管理による安心・安全な景観づくり

景観づくりにおいても、大規模な自然災害に対する安心・安全確保の視点、低炭素社会の実現という地球環境の視点、その双方から、里山の自然環境や市街地内のオープンスペースを良好な状態で維持・保全するために、大規模な太陽光発電設備の設置や、開発行為に対する対応が求められます。

▶ 個性と魅力のある景観づくり

良好な景観は観光資源のひとつです。そこで、なにより市民の生活の豊かさにつながるような景観まちづくりを進めることで、新旧住民、世代間等、市民同士の交流拡大へとつながり、結果として他都市、他国からの観光客にとっても魅力となって映る、そういった循環を生み出していく可能性につながります。

また、地域の個性は、なによりその土地の記憶が刻まれた景観によって現れる、という視点から、長久手の歴史を活かした景観づくりが求められます。

なお、愛・地球博記念公園における「ジブリパーク」の開業により、長久手の新たなにぎわいが創出され、そこに訪れる人々に長久手の良さを知ってもらえるような景観まちづくりが求められます。

▶ 技術変革に対応した景観づくり

デジタル・サイネージやプロジェクションマッピング等の先進技術により、新しい発想の景観の楽しみ方の選択肢も増え、同時に新たな課題も生じていくことが予想されることから、その対応策を検討することが求められています。

▶ 都市の持続性の象徴となる景観づくり

景観まちづくりを進めていく上で、SDGs の考えを反映させ、「持続性のある景観」づくりが求められています。

3. 景観まちづくりとは

自分たちのまちの魅力を楽しみ、貴重な財産として次世代に残せるように、わがまちの景観を予防・治療・継承するための様々な取組が行われています。それが景観まちづくりです。

景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに魅力的な景観の創造も含みます。

また、この景観まちづくりは、身近な清掃や緑化等、日々の暮らしに根ざしたまちの景観を整えるための地道な活動を一人ひとりが意識して取り組んでいくことが重要となります。

【景観まちづくりの効果】

(1) まちに対する愛着や誇りの醸成（シビックプライド）

自分たちが暮らすまちの景観と改めて向き合い、自らが景観づくりに参加することで、新たな発見・気づき、地域の人々とのつながりが生まれ、自分たちの「まちに対する愛着や誇りの醸成」につながります。

(2) 地域の魅力や特徴づくり “長久手らしさ” を生む

良好な景観を形成することは、地域の自然環境や歴史・文化・伝統等を活かすことであり、「地域の魅力」や特徴づくり “長久手らしさ” につながります。

(3) 地域コミュニティの再生・活性化

自分たちが暮らす地域の景観を考えるための話し合いの場や清掃活動、花植え活動に参加する等、地域住民がともに景観づくりに取り組むことで、「地域コミュニティの再生・活性化」につながります。

(4) まちのにぎわいづくり

良好な景観形成により地域の魅力の向上や特徴づくりがなされることで、交流や観光の振興が促進され、「まちのにぎわいづくり」につながります。



「なつフェスのうちあげはなび」◆



「春のある日」◆

4. 景観計画策定について

(1) 計画策定の背景

景観法（2004（平成16）年6月18日法律第110号）の制定以前は、各自治体が各々で景観条例の制定等を通じて景観形成の取組に努めるも、法律の後ろ盾がなく、強制力に限界がある等の問題がありました。そのため国は、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することを目的とした景観法を制定しました。

これまで長久手では、2004（平成16）年6月に景観法の制定を受け2005（平成17）年9月1日に景観法に基づく景観行政団体となり、景観行政に努めてきました。

(2) 計画策定の目的

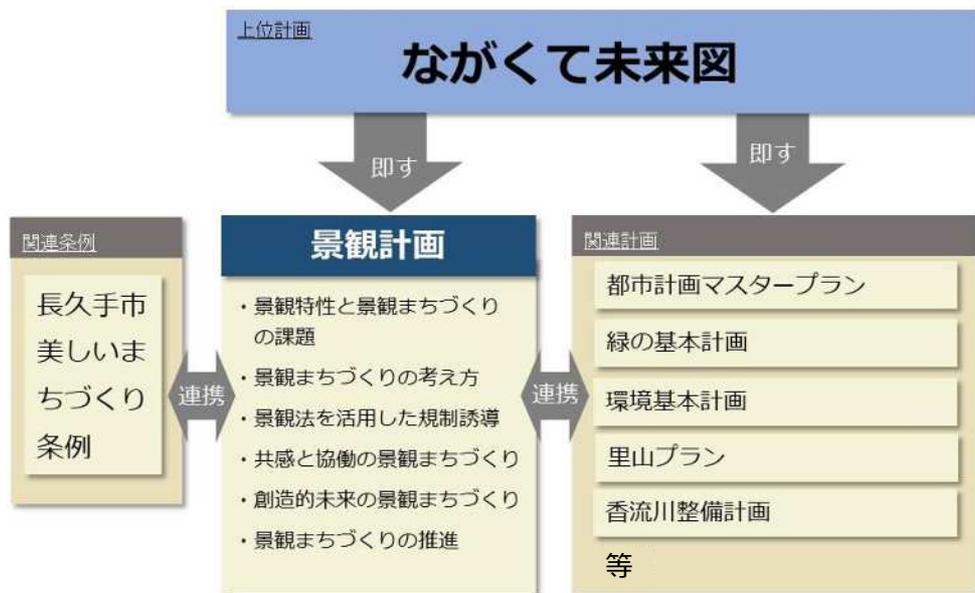
2005（平成17）年に『長久手市美しいまちづくり条例』を制定し、「誰もが住みやすい美しいまち」の実現に努めてきたまちづくりや、第6次長久手市総合計画（以下「ながくて未来図」という。）でうたう景観施策に景観法の法的根拠を持たせ実行力を高めます。

長久手は、香流川、史跡長久手古戦場、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）、東部丘陵線（リニモ）等の長久手独自の景観資源が分布し、それらが地域の営みと積み重なって、他都市にはない特色ある景観を形成しています。

その特色ある長久手らしい景観を守り・育み・創造するため、「市民」・「事業者」・「行政」が役割分担をし、それぞれの主体的な取組を促進し、協働して取り組む景観づくりの方針・施策・規制等の方向性を示した景観計画を定めます。

(3) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条の規定に基づく景観計画であり、景観法に規定する必要な事項を定めます。また、「ながくて未来図」に即し、各種関連計画等と連携を図ります。



(4) 計画の期間

本計画の計画期間はおおむね10年間としますが、計画の進捗状況を勘案し、必要に応じて適宜、計画内容等の見直しや充実を図っていきます。

5. 景観まちづくりの市民・事業者・行政の役割

景観まちづくりは、市民と事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに協力し合いながら少しずつかたちづくられていくものです。

(1) 市民の役割

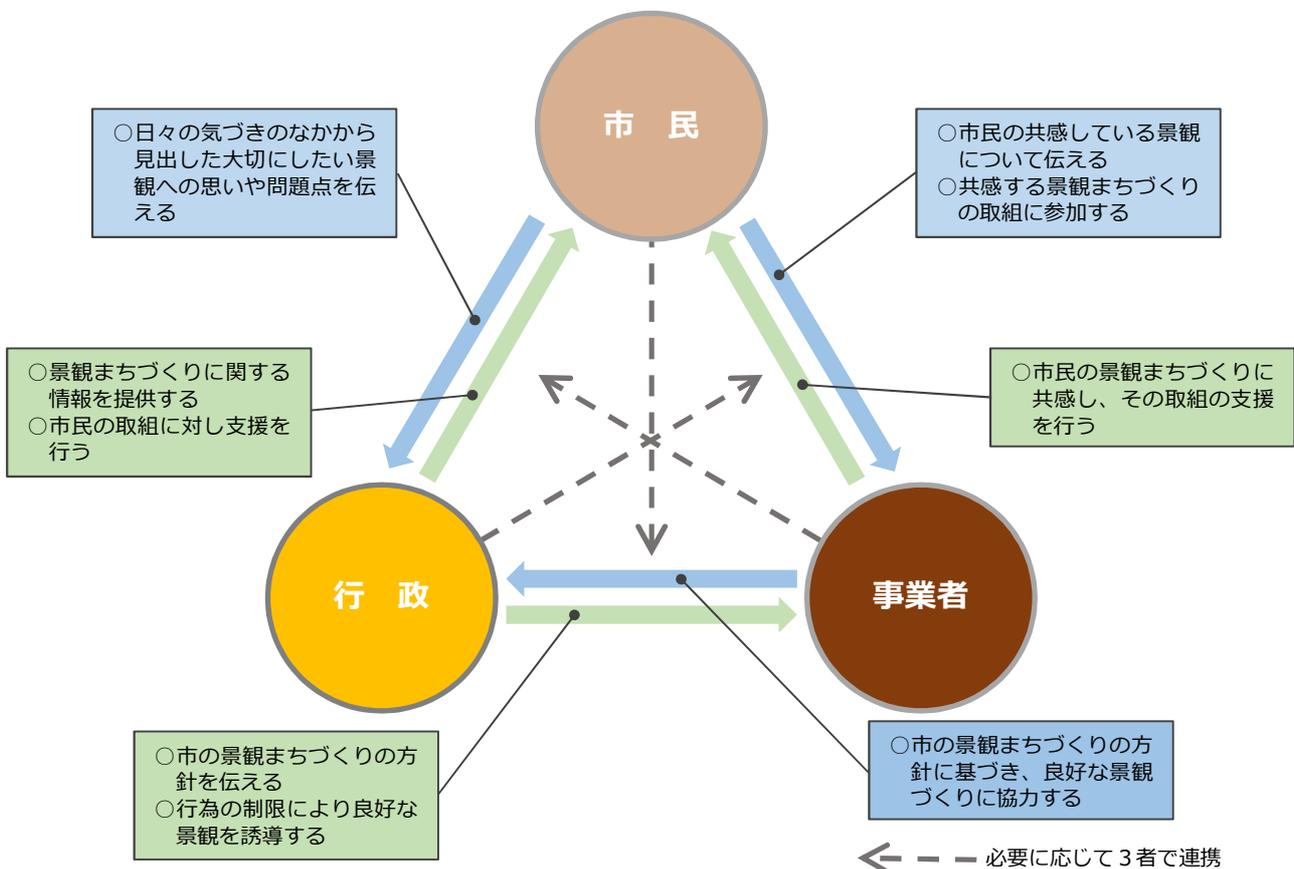
- ・日々の生活の中で、周りの景観を通して「住みやすい美しいまち」の形成を図るということを意識し、身近な景観への気づきや意見表明、そしてまちの将来像や理想像を地域で話してみてください。
- ・市民一人ひとりが「景観まちづくり」の主役であることを認識し、花を植えたり、ごみを拾う等、身近な、一人でもできるところから景観づくりを始めてみてください。そして一人ひとりの活動をグループ単位、地域単位へと広げていきましょう。

(2) 事業者の役割

- ・事業活動の実施に当たり、積極的に景観形成に寄与するよう努めてください。
- ・行政が定めた、景観施策が実施できるように協力してください。

(3) 行政の役割

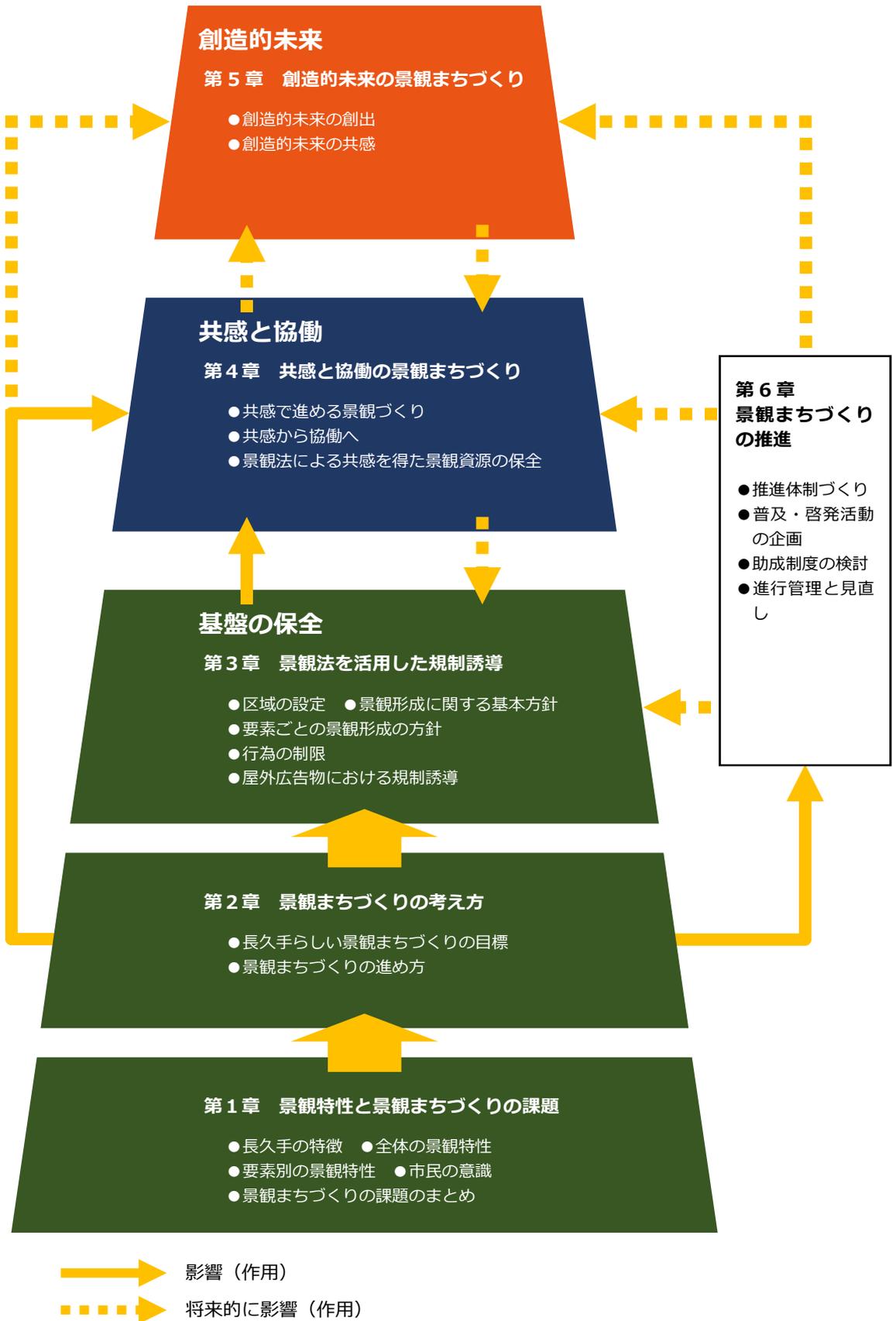
- ・景観形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、魅力ある景観の保全と創出に努めます。
- ・道路、公園等の公共施設を整備する際は、そのもののデザインのみでなく、周辺との関係性を十分に考慮し、良好な景観を形成できるよう努め、そのための行政内、関係機関との連携を図ります。
- ・景観に関する制度等について、市民や事業者に必要な情報を提供していきます。
- ・市民や事業者が行う景観づくりに対して、技術面等での支援を検討していきます。



景観まちづくりの関係性図

6. 本計画の構成

本計画の構成は以下に示すとおりです。



コラム

2019（令和元）年に開催した長久手フォトコンテストの受賞作品を紹介します。44点の応募があり、13点が受賞されました。

■ 2019（令和元）年 長久手フォトコンテスト 受賞作品一覧



▲最優秀賞
「長久手の仲間たち」



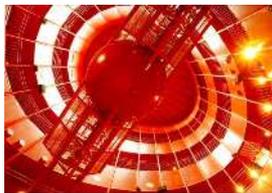
▲優秀賞
「お花見日和」



▲優秀賞
「夏の終わり」



▲優秀賞
「魅力の二重奏」



▲入賞
「PASSION」



▲入賞
「夕景」



▲入賞
「ほとぎの里緑地
丁子田池の水面に紅葉」



▲入賞
「夏の緑と万博の思い出」



▲入賞
「祭りのあと」



▲入賞
「田園風景」



▲入賞
「桜屏風」



▲アピタ長久手店賞
「リニモ暮色」



▲市長賞
「春のある日」

基盤の保全

第1章 景観特性と景観まちづくりの課題

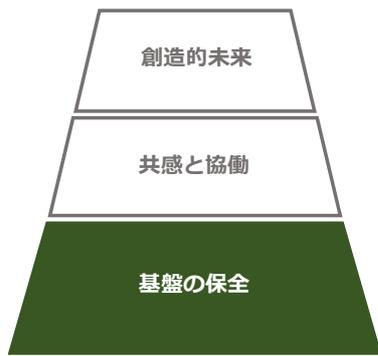
1. 長久手の特徴
2. 全体の景観特性
3. 要素別の景観特性
4. 市民の意識
5. 景観まちづくりの課題のまとめ

第2章 景観まちづくりの考え方

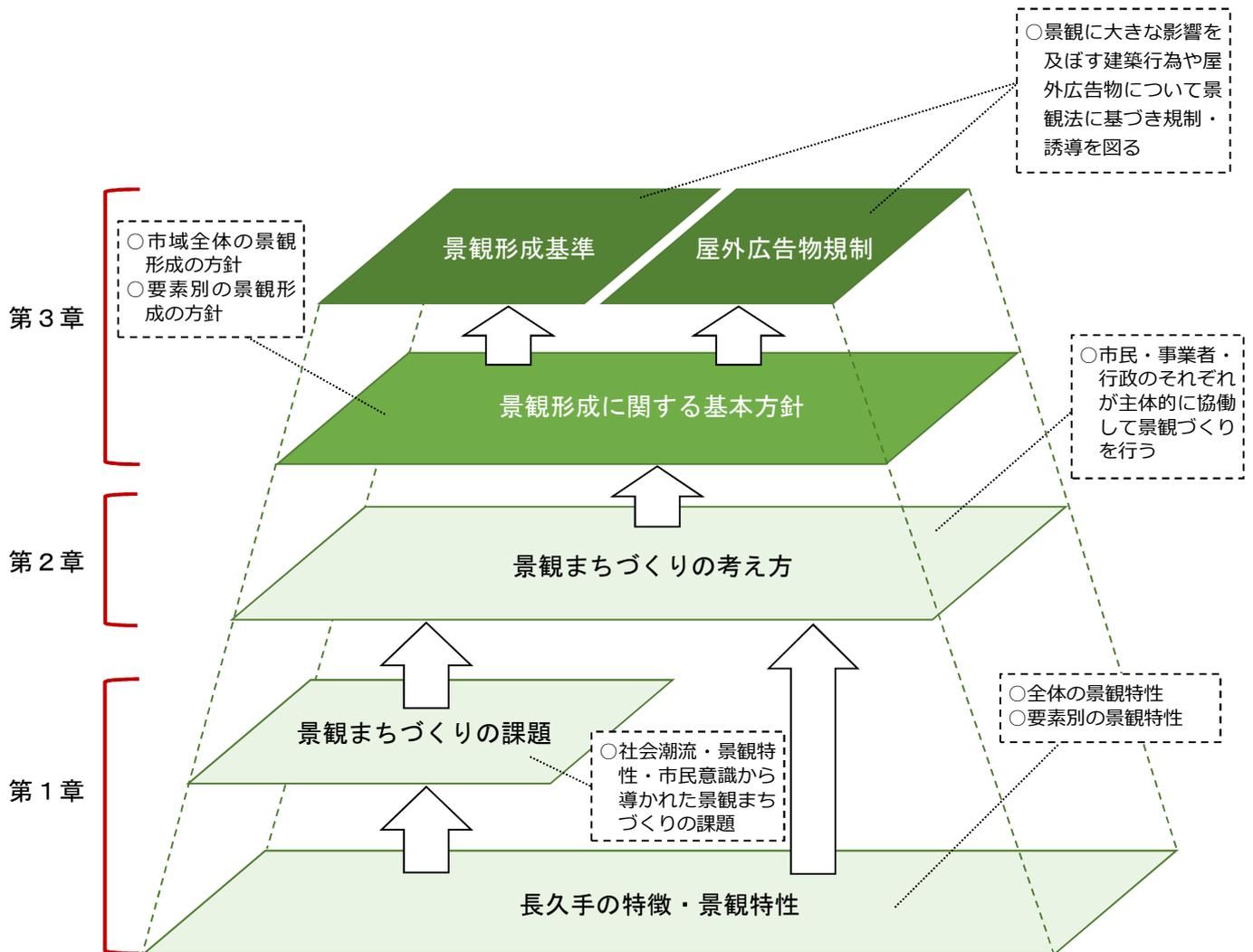
1. 長久手らしい景観まちづくりの目標
2. 景観まちづくりの進め方

第3章 景観法を活用した規制誘導

1. 区域の設定
2. 景観形成に関する基本方針
3. 要素ごとの景観形成の方針
4. 行為の制限
5. 屋外広告物における規制誘導



「基盤の保全」のプロセス



■ 「基盤の保全」のプロセス図

第1章 景観特性と景観まちづくりの課題

1. 長久手の特徴

長久手は、良好な住宅地とみどり豊かな田園や樹林地がバランスよく広がる調和のとれた街を目指して、公園や道路等の整備で潤いや景観を意識した整備を進め、美しい住宅地として発展してきました。

長久手の誇れる景観はまちうた（詩）「さかそう ながくて じちのはな」で詩われています。

まちうた(詩)「さかそう ながくて じちのはな」(抜粋)

わしらのまちの 長久手は

戦国の世からの 伝統と 清き流れの 香流川

緑豊かな 里山と リニモが結ぶ 街並みや

万博の知恵と理想が 誇りだな

※まちうた（詩）「さかそう ながくて じちのはな」は、「長久手市みんなで作るまち条例」を考えるために集まった市民有志が、まちへ想いを詩にまとめたもので

小牧・長久手の戦いに関する史跡や社寺、伝統ある警固祭り等の歴史資源



▲古戦場公園

「私が好きな長久手の桜」◆



▲警固祭り

「警固祭り」◆

岩作周辺の古くからのまちなみ



▲岩作地区内のまちなみ



▲首塚

長久手を源流とする香流川



田園・東部に多く残る里山等の自然



市を横断する東部丘陵線（リニモ）からの眺望



「夕暮れのリニモ」◆



「リニモからの景観」◆

図書館通りやはなみずき通り等の街路樹や公園等の街の中の緑



▲図書館通り

「森と未来」◆



▲ 桜ヶ根公園

土地区画整理事業等により発展した美しい住宅地のまちなみ



▲長湫南部土地区画整理地区内住宅地



▲長湫中部土地区画整理地区内住宅地

2005年日本国際博覧会が開催された愛・地球博記念公園（モリコロパーク）



「ファンタジー」◆



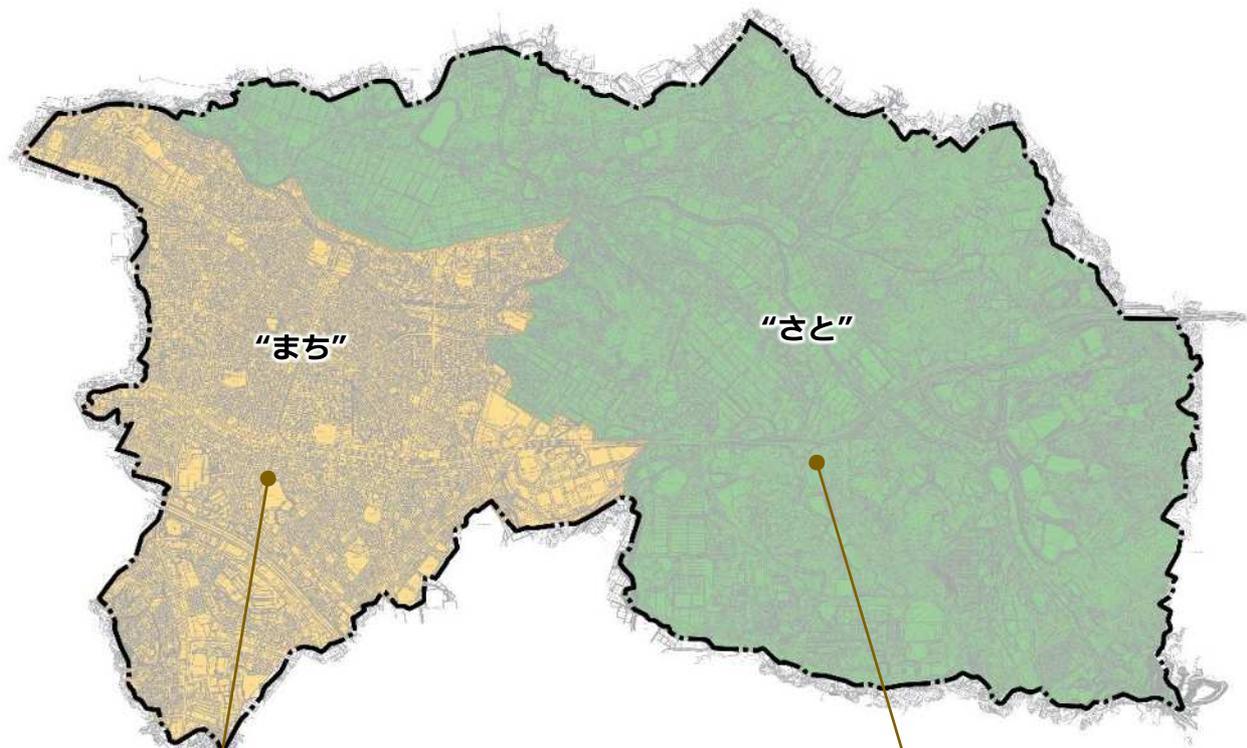
「愛の宇宙船でキリンの国に到着」◆

2. 全体の景観特性

香流川、長久手古戦場、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）、東部丘陵線（リニモ）等の長久手独自の景観資源が市内に分布し、多様な景観が見られますが、長久手全体でとらえると、「まち」と「さと」のコントラスト」と「土地区画整理事業」と「既存集落」が大きな景観特性として見られます。

（1）「まち」と「さと」のコントラスト

西側の住宅地を中心とした「まち」と、東側の豊かな緑に包まれた田園・丘陵地の「さと」という2つの顔を合わせ持つコントラスト（対照）のある景観を形成しています。



「まち」と「さと」の区域図

「まち」

新しい住宅地や商業地を中心に広がっており、公園やせせらぎ、庭木や街路樹の緑がまちに潤いを与えています。その一方で、昔ながらのまちなみも残っています。



「さと」

田園や集落、緑の丘陵地による自然豊かでのどかな風景が広がり、その眺めは人々の心に安らぎや潤いを与えています。



「田園風景」◆

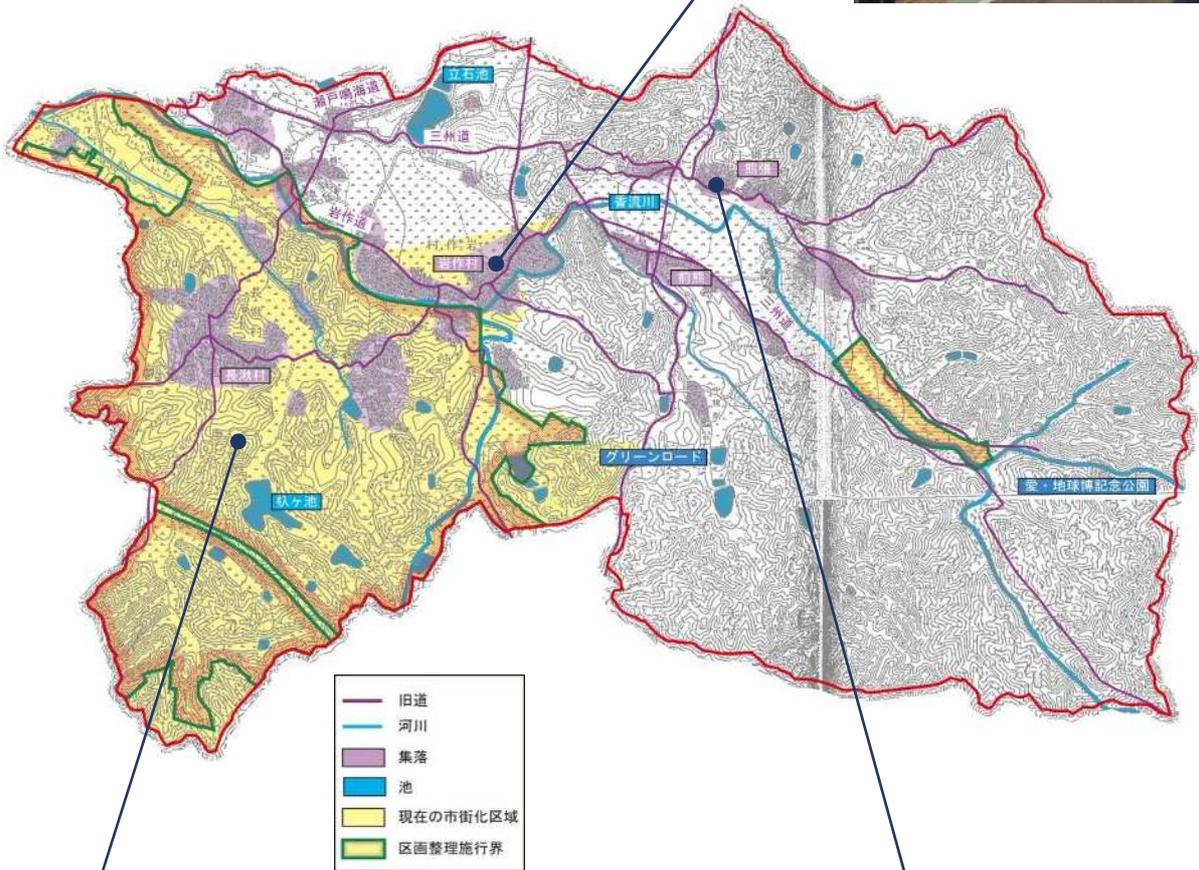
(2) “土地区画整理事業” と “既存集落”

土地区画整理事業により、計画的な市街地を整備するとともに、公共施設の整備改善が行われることで無秩序な市街化が防止され、現在の景観を形成しています。

また、今も残っている“既存集落”も昔の面影を残し、良好なまちなみ景観を形成しています。

岩作地区の旧市街地

長久手の西側は、主に土地区画整理事業により市街地として開発されていますが、岩作地区では昔の中心地としての面影が残されているところもあります。



明治時代の集落の分布図

土地区画整理事業

長久手の市街化区域の約 8 割は土地区画整理事業により整備された市街地が広がっています。



“さと”の既存集落

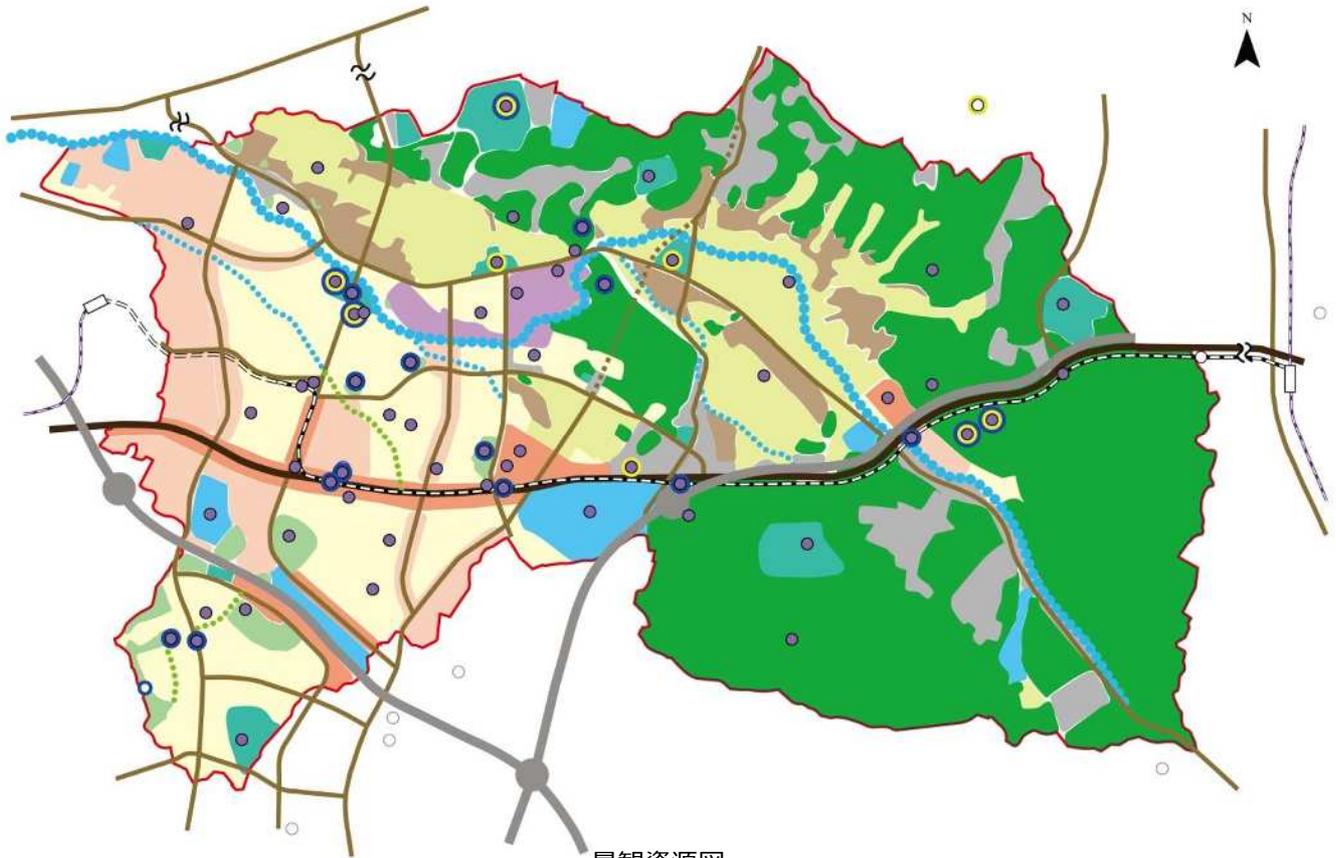
明治時代の地図にあるように、昔から変わらず既存集落の面影が現代まで残されています。



3. 要素別の景観特性

長久手の景観特性を把握するため、土地利用、道路や河川の軸、人々が集まる集中点等で景観を分類し、景観資源図として取りまとめます。

長久手らしさを活かした良好な景観形成を進めていくためには、長久手の景観の特徴と課題を抽出する必要があり、5つの景観特性（点・線・面・眺望・歴史）で整理します。



景観資源図

特性	特性の概要	景観資源図の分類	主な景観資源
点的特性	各所に点在し、多くの人が集まる集中点で、長久手を象徴するランドマーク	集中点、ランドマーク、大規模な公共施設、市街化区域内の一団の緑地	公園、公共施設、大規模施設等
線的特性	同じ要素が線的に連続する、道路や鉄道、河川等	河川、緑道、幹線道路、鉄道等	東部丘陵線（リニモ）・（都）愛・地球博記念公園線（グリーンロード）、香流川、道路（グリーンロード以外）等
面的特性	同じ要素が面的に集まって一体性をもつ住宅地や商業地、丘陵地や田園等	低層住宅地、中高層集合住宅地、沿道商業地、工場が立地する地区、農村集落地、田園地帯(畑を含む)、市街化調整区域内の一団の緑地、市街化調整区域内の開発地	住宅地、商業地、丘陵地と農地による緑地等
眺望特性	まちを眺める場として、鉄道高架、丘陵地の展望台、高さのある建築物等	眺望点	東部丘陵線（リニモ）の高架や橋上駅、東部丘陵の山並み、色金山等
歴史特性	土地の記憶が残る史跡、文化財、昔ながらの面影が残る地域等	昔の面影を残す地域	長久手古戦場、警固祭り奉納寺社の仏閣、既存集落等

(1) 点的特性…各所に点在し、多くの人が集まる集中点で、長久手を象徴するランドマーク※

【配慮事項】良好な景観のポイントとなるために、景観資源そのものの魅力を高め、周辺の景観との調和や、市民に親しまれるランドマークとしての役割が必要。

	公園	公共公益施設	大規模施設
写真	 <p>▲はなみずき広場</p>	 <p>▲中央図書館 「大きな図書館」◆</p>	 <p>▲大規模商業施設</p>
特徴	<p>愛・地球博記念公園（モリコロパーク）は、長久手を代表する象徴的な景観として親しまれており、大観覧車と東部丘陵線（リニモ）の両方が入ったアングルは強い印象を残します。</p> <p>また、はなみずき広場、くすのき広場については、街かどの広場公園として印象深い景観を形成しています。</p> <p>杵ヶ池公園については、遊びに来る子供や親子でにぎわっています。</p> <p>長久手中央2号公園については、コンサートやイベント等に活用され、訪れる人々にとって「集い」「憩い」「語り」の場となっています。</p>	<p>中央図書館周辺は、中央図書館、文化の家、桧ヶ根公園等、複数の機能を持つ景観資源が集積しています。</p> <p>大規模な公共公益施設としては、一般の市民が身近に利用できる杵ヶ池体育館、長久手温泉ござらっせ・福祉の家等があります。また、市民以外の利用が多い公共的施設として愛知医科大学・愛知医科大学病院、愛知県立大学、愛知県立芸術大学、愛知淑徳大学が立地しています。</p>	<p>大規模商業施設としてアピタ長久手店、イオンモール長久手、IKEA 長久手が(都)愛・地球博記念公園線（グリーンロード）沿いに立地しています。</p> <p>その他、大規模観光拠点施設としてトヨタ博物館、大規模研究機関として愛知県農業総合試験場、豊田中央研究所、大規模工場として日東工業株式会社の工場が立地しています。</p>
課題	<p>はなみずき広場、くすのき広場はきれいに整備されているものの、木陰が少なく、休憩する場所として利用する人が少ない状況となっています。</p>	<p>現在の良好な景観を維持するよう努めるとともに、周辺環境や緑地等と調和のとれた景観づくりを維持していくことが必要です。</p> <p>今後、新たに整備を図る長久手古戦場駅周辺や長久手市役所周辺等について、景観づくりの方針を定める必要があります。</p>	<p>大規模施設であり、建物の高さや形態、色彩等が周辺の景観に大きな影響を与えています。</p>

※「ランドマーク」とは、都市景観や田園景観において目印や象徴となるものをいう

(2) 線的特性…同じ要素が線的に連続する、道路や鉄道、河川等

【配慮事項】良好な景観の軸となるために、景観資源そのものの魅力を高め、軸としての奥行きや軸に接する建築物等の調和に配慮が必要。

	リニモ・グリーンロード	香流川	道路（グリーンロード以外）
写真	 <p>▲リニモと“まち” 「リニモが行く長久手の街」◆</p>	 <p>▲香流川の眺め</p>	 <p>▲図書館通りの眺め</p>
特徴	<p>(都)愛・地球博記念公園線（グリーンロード）と東部丘陵線（リニモ）は長久手市のほぼ中央を東西に貫いており、そこを歩きかうことで“まち”と“さと”のコントラストが感じられる景観資源となっています。</p> <p>点的特性であげた大規模施設が沿線沿いに立地しています。</p>	<p>香流川は、市の中心部を東南から北西に向かって流れ、東は田園地帯、中央は昔ながらの面影を残す岩作地区、西は中高層住宅地を通る等、風景の移ろいが感じられるとともに、水・緑・人をつなぐ景観資源となっています。</p>	<p>図書館通り、香流通り、けやき通り等の主要生活道路は、街路樹が植えられ緑豊かな軸を形成しています。</p> <p>県道田名古屋線や県道瀬戸大府東海線等の幹線道路により、長久手の骨格的な道路網が形成されています。</p> <p>図書館通りでは、これまでに都市景観重点整備モデル地区として、屋外広告物のあり方について定め、魅力あるまちなみを形成してきました。</p>
課題	<p>(都)愛・地球博記念公園線（グリーンロード）については、木が少ないとともに、ごみのポイ捨てが目立ち、まともりのない屋外広告物が設置されています。</p>	<p>香流川は、ごみの放置や雑草が多い区間や、木陰等の休憩できる場所が少ない区間があります。</p>	<p>幹線道路沿いに、多数の屋外広告物の設置や、犬のフンの放置、ごみのポイ捨てが目立ちます。</p>

(3) 面的特性…同じ要素が面的に集まって一体性をもつ住宅地や商業地、丘陵地や田園等

【配慮事項】良好な景観のまとまりとなるために、景観資源そのものの魅力を高め、一体性が感じられるように調和が必要。

	住宅	商業	丘陵・田園
写真	 <p>▲外構がそろった低層住宅地</p>	 <p>▲沿道商業地</p>	 <p>▲御嶽山への眺め</p>
特徴	<p>市西部は、幹線道路沿道を除く大部分が住宅地、特に、低層住宅地が大部分を占めています。また、一部では地区計画によるまちなみに統一感が図られた住宅地があります。</p> <p>また、4階以上の中高層建物は、市西部の名古屋市との境付近や幹線道路沿道に多く立地しています。</p>	<p>長久手における商業地景観は、主に(都)愛・地球博記念公園線(グリーンロード)沿いの「沿道商業地」と東部丘陵線(リニモ)の杖ヶ池公園駅、長久手古戦場駅に分布しており、人が多く集まることでにぎわいが生まれています。</p>	<p>東部丘陵、御嶽山、色金山といった丘陵地と田園による広大な緑地に囲まれています。</p>
課題	<p>派手な屋根や外壁等、周辺と調和しない建物があります。</p> <p>道路沿いの緑化が少なく、圧迫感を感じる建物等があります。</p>	<p>道路に面して樹木が植栽されていなかったり、派手な色彩の建物や屋外広告物が設置され、周辺と調和が図られていないものがあります。</p>	<p>開発行為や太陽光パネル、鉄塔が設置される等、樹林の伐採が見られます。</p> <p>農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加等の問題があります。</p> <p>現在整備中である県道瀬戸大府東海線について、周辺環境への配慮が必要です。</p>

(4) 眺望特性…まちを眺める場として、鉄道高架、丘陵地の展望台、高さのある建築物等

【配慮事項】良好な眺望景観となるために、景観資源そのものの魅力を高め、視点場の環境の維持と、眺望対象の保全が必要。

	リニモ	丘陵	歴史的眺望	人工的眺望
写真	 <p>▲リニモを地表から望む</p>	 <p>▲“さと”の東部丘陵の山</p>	 <p>▲色金山からの眺望</p>	 <p>▲大規模商業施設からの眺望 「緑に包まれて暮らす」◆</p>
特徴	<p>東部丘陵線（リニモ）の車窓及び高架駅からは、周辺の土地利用に応じて、市街地、商業施設、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）、田園地帯、丘陵地の緑が眺められます。</p> <p>また、東部丘陵線（リニモ）の高架を地表から眺めると、高架が空に浮き、それを橋脚が立ち並んで支えており、その姿は、見る人に強い印象を与えます。</p>	<p>岩作丘陵・大草丘陵・三ヶ峯丘陵からなる東部丘陵の山並みは隣接市との間に位置する緑の境、色金山と御嶽山との間に位置する緑の境として作用する景観資源となっています。</p> <p>長湫南部土地区画整理事業地内のほとぎの里緑地にある展望台から市内を見渡すことができます。</p>	<p>歴史的資源の長久手古戦場、御旗山、色金山等は、家康等の戦国武将も眺めたであろう視点場であり、戦国時代に想いを馳せることができる貴重な景観資源となっています。</p>	<p>愛・地球博記念公園（モリコロパーク）の大観覧車や一部の大規模商業施設の屋上、友愛橋等の歩道橋等から市内を見渡すことができます。</p>
課題	<p>東部丘陵線（リニモ）からの眺望景観の確保と東部丘陵線（リニモ）の周囲に高架より高い建物が建ち始めています。</p>	<p>山の樹林が伐採され鉄塔が設置される等、山並みと空とのスカイラインが損なわれてきています。</p>	<p>高い建物が建ち、眺望点からの見通しや、そこから見える風景が損なわれてきています。</p> <p>歴史的資源が相互に眺望できる景観の保全を検討する必要があります。</p>	<p>高い建物が建ち、眺望点からの見通しや、そこから見える風景が損なわれてきています。</p>

(5) 歴史特性…土地の記憶が残る史跡、文化財、昔ながらの面影が残る地域等

【配慮事項】良好な歴史景観を引き継ぐために、景観資源そのものの魅力を高め、歴史的価値を維持し、歴史特性との調和が必要。

	史跡	文化	集落
写真	 <p>▲古戦場公園</p>	 <p>▲警固祭り</p>	 <p>▲岩作の旧銀座通り</p>
特徴	<p>戦国時代の長久手合戦に係る文化財として、長久手古戦場 附（御旗山、首塚、色金山）は国指定史跡として指定され、“まち”と“さと”の境付近に分布しています。</p> <p>また、市西部の“まち”なかにも、武蔵塚、長久手城趾、血の池公園等の歴史的スポットが点在して残っています。</p>	<p>警固祭りで奉納される地域に根差した古くからの神社（景行天皇社、多度社、石作神社、神明社等）及び社叢や寺院等が“さと”に多く分布しています。</p>	<p>昔ながらの面影を残す既存集落が“まち”では岩作地区、“さと”では田園地帯の上郷地区、大草丘陵の山裾の熊張地区等に残っています。</p>
課題	<p>歴史的景観を維持保全するため、適切な管理や歴史的まちなみとの調和が必要です。</p>	<p>新しい市民が増えたり、世代交代をしていく中で、今に残る文化的な景観を伝え、継承していく必要があります。</p>	<p>既存集落では周辺と調和しない建物が建つ等、昔ながらのまちなみが損なわれつつあります。</p>

4. 市民の意識

身近な景観、地域の感性、市民協働の観点から、景観を育成していくため、市民アンケート、市民ワークショップ等の結果から、長久手の景観に対する市民の意識からみる特性と課題を整理します。

(1) 市民の意識調査等の概要

①景観に関する市民アンケート

現状の長久手の景観をどのように感じているかを調査し、また、市民のこれからの景観まちづくりに対する意向を把握し、今後の市政運営等に反映させるため、2018（平成30）年8月に住民基本台帳から無作為抽出された市内在住の満18歳以上の2,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

調査概要	配布数	回収数	回収率
	2,000人	572部（無効1部含む）	28.6%

②長久手フォト・まちの絵コンテスト

長久手らしい景観を検討し、魅力あるまちづくりを推進するため、応募者が好きな長久手を撮影、または描く長久手フォトコンテスト及び長久手まちの絵コンテストを開催しました。

	長久手フォトコンテスト	長久手まちの絵コンテスト
応募資格	長久手市内外、誰でも応募可	
募集テーマ	あなたの好きな長久手をとろう	あなたの好きな長久手をかこう
応募期間	2019（令和元）年6月3日（月）から9月6日（金）まで	
応募数	44点	73点

③景観市民ワークショップ

景観まちづくりは行政だけでは良いものではないため、長久手市に在住する、業種や年代を超えた様々な人たち（市民・事業者・行政等）と、残したい風景や育んでいくべき長久手らしい景観について話し合い、魅力ある長久手らしいまちづくりを推進するため、市民ワークショップを開催しました。

	開催日	テーマ	参加者
第1回	2018（平成30）年11月17日（土）	まち歩きマップの作成	22人
第2回	2018（平成30）年12月1日（土）	東小校区まち歩き	36人
出張版	2019（平成31）年1月26日（土）	まち歩きマップの作成（西小校区）	16人
第3回	2019（平成31）年1月27日（日）	長小・北小校区まち歩き	76人
出張版	2019（平成31）年2月17日（土）	まち歩きマップの作成（市が洞小校区）	21人
第4回	2019（平成31）年2月23日（土）	西小・南小・市が洞小校区まち歩き	78人
第5回	2019（平成31）年3月10日（日）	まち歩き結果まとめ	34人
第6回	2019（令和元）年9月8日（日）	長久手の今と昔の風景を知ろう！	36人
特別編	2019（令和元）年10月19日（土）	景観まちづくり先進地現地見学会（可児市）	18人
第7回	2019（令和元）年10月27日（日）	長久手市の魅力を上げるには？	28人
第8回	2019（令和元）年12月8日（日）	景観まちづくりの市民活動・協働について	26人

(2) 市民の意識調査等からみる特性と課題

① 景観に関する市民アンケートからみる特性と課題

特 性	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・長久手の景観は8割の市民が概ね満足している。 ・良いと感じている景観は「リニモからの眺望」、「リニモのある景観」、「田や畑等の田園風景」等の割合が高かった。 ・将来残していきたい景観としては「自然・川・田園」、「古戦場」、「リニモ」等の割合が高かった。 ・現在の景観としてイメージするもので「自然」、「歴史・文化」、「のどか」の回答が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良いと感じている景観の割合が低かったものは「瀬戸大府東海線のまちなみ」、「田柵名古屋線のまちなみ」等。 ・良くない景観要素としては「河川や道路がきれいに整備・管理されていない」、「建物やまちなみの統一感がない」、「電線や電柱」等の割合が高かった。

② 長久手フォト・まちの絵コンテストからみる特性

特 性
<ul style="list-style-type: none"> ・描かれた施設や風景を見ると、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）と東部丘陵線（リニモ）を対象とした応募作品が多かった。 ・上記以外では、「通り」、「公園」、「中央図書館」、「祭り」、「自然（山並み・田園）」、「桜」、「Nーバス」、「眺望」等が対象とされ、公共施設では、中央図書館を対象とした応募作品が多かった。

③ 市民ワークショップからみる特性と課題

特 性	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・「里山」「田畑」「モリコロパーク」等のまとまりのある緑がある。 ・「香流川」「杵ヶ池公園」「ため池」等の水と自然が感じられる場所がある。 ・「色金山」「友愛橋」「市が洞にある展望台」「アピタの立体駐車場」等の視点場がある。 ・「図書館通りや香流川通り等の緑豊かな街路」「せせらぎの径」等、良好に管理された通りがある。 ・調和のとれている住宅地がある。 ・「岩作の旧銀座通り」「既存集落」「緑豊かな社寺及び史跡」等の昔らしさの面影が感じられる場所が残っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「グリーンロード」は緑が少なく、「瀬戸市境」は緑量が減り、「香流川」は木陰が少なく、休憩できない。 ・コンクリート張りの川は殺風景。 ・「色金山」では木が生い茂り眺望できない、周辺環境と調和しない高い建築物が建ち眺望が悪くなってきた。 ・川や道路に雑草が多い。 ・「杵ヶ池」の水質が悪い。 ・田園への視線を遮る看板が多い。 ・山のスカイラインが途切れている。 ・ごみが多い。

5. 景観まちづくりの課題のまとめ

長久手を取り巻く景観に関する社会潮流や、これまでに挙げた景観特性や市民意識等の意見により景観の診断を行い、その景観を治療・予防・育成・創造するための課題を6つの分野に整理します。

景観まちづくりの課題

分野	景観まちづくりの課題
協働	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、高齢化に向けた、景観まちづくりの担い手の確保。 ・コミュニティの多様性に対応した地域主体の景観まちづくりの構築。 ・多様な景観特性に対し、市民・事業者・行政それぞれの役割に応じた取組、ルールづくり。
歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・新住民やこれからの世代への歴史的文化の継承。 ・長久手古戦場（古戦場公園）、御旗山、色金山等の歴史的資源が相互に眺望できる景観の保全。
“まち”と“さと”	<ul style="list-style-type: none"> ・“まち”と“さと”の二つの要素がちょうど半分ずつ共存する都市構造の特色を活かした景観形成が必要。 ・“まち”と“さと”を結ぶ交通軸（東部丘陵線（リニモ））からの車窓景観や、河川軸（香流川）からみた景観が、東部丘陵線（リニモ）の高架よりも高い建物や香流川へのごみの放置や雑草により良好な景観が妨げられている。 ・“まち”は明るく落ち着きのある洗練されたまちをつくり、“さと”はのどかで親しみのあるふるさとの自然の風景を残す。 ・農地、里山からなる広がりのある自然景観と丘陵地のスカイラインの保全。 ・田畑の耕作放棄、市街化調整区域の開発により“さと”の風景が損なわれてきている。
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・川のごみの放置や流木、雑草。 ・ため池の浮き草の発生等による水質の悪化。 ・香流川の“まち”側の無機質なコンクリート張りの護岸。 ・生物多様性がもたらしている身近な自然景観の保全。
暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちなみを守る、コミュニティの形成。 ・民有地の道路沿道の緑化が少ない住宅地の景観の魅力や潤いづくり。 ・幹線道路沿いの多数の屋外広告物の設置や、道路への犬のフンの放置、ごみのポイ捨て。
長久手らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ・リニモテラスや古戦場公園等の長久手古戦場駅周辺及び市庁舎や総合体育館等の長久手市役所周辺における周囲と調和のとれた景観づくり。 ・東部丘陵線（リニモ）のある景観、東部丘陵線（リニモ）から見える眺望景観。 ・岩作の旧銀座通りや既存集落の昔らしさの面影が残る景観の活用。

第2章 景観まちづくりの考え方

1. 長久手らしい景観まちづくりの目標

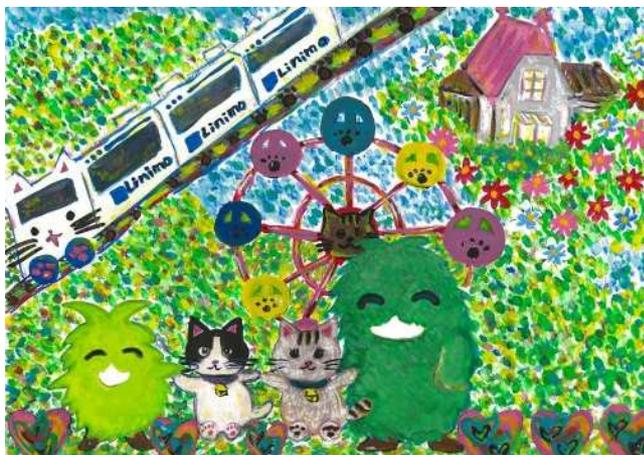
第1章で示したように長久手の景観は、香流川や里山等の「自然景観」、小牧・長久手の戦いに関する史跡や社寺等の「歴史景観」、新しい住宅地や愛・地球博記念公園（モリコロパーク）等の「生活・文化景観」、東部丘陵線（リニモ）や大規模商業施設等の「産業・社会景観」等、多様な景観が見られ、これらが相互に重なり・つながることで、他都市にはない特色ある景観を形成しています。

長久手の特色である多様な景観に対しては、行政にしかできないことや、行政や事業者が行った方がよいこと、市民が行った方がよいことがあり、それぞれが主体的、または、協働して景観づくりを行うことが“長久手らしい景観まちづくり”であると考え、これを推進していきます。

これらを踏まえて、長久手らしい景観まちづくりの目標を下記のとおりとし、市民や事業者、行政が主体的に景観づくりを行いつつも、互いに協働し、景観まちづくりを進めることを目指します。

景観まちづくりの目標

みんなの協働景観まちづくり



「モリコロ、ピクニックの思い出」◆



「長久手音頭を踊って、ボクも長久手人」◆

2. 景観まちづくりの進め方

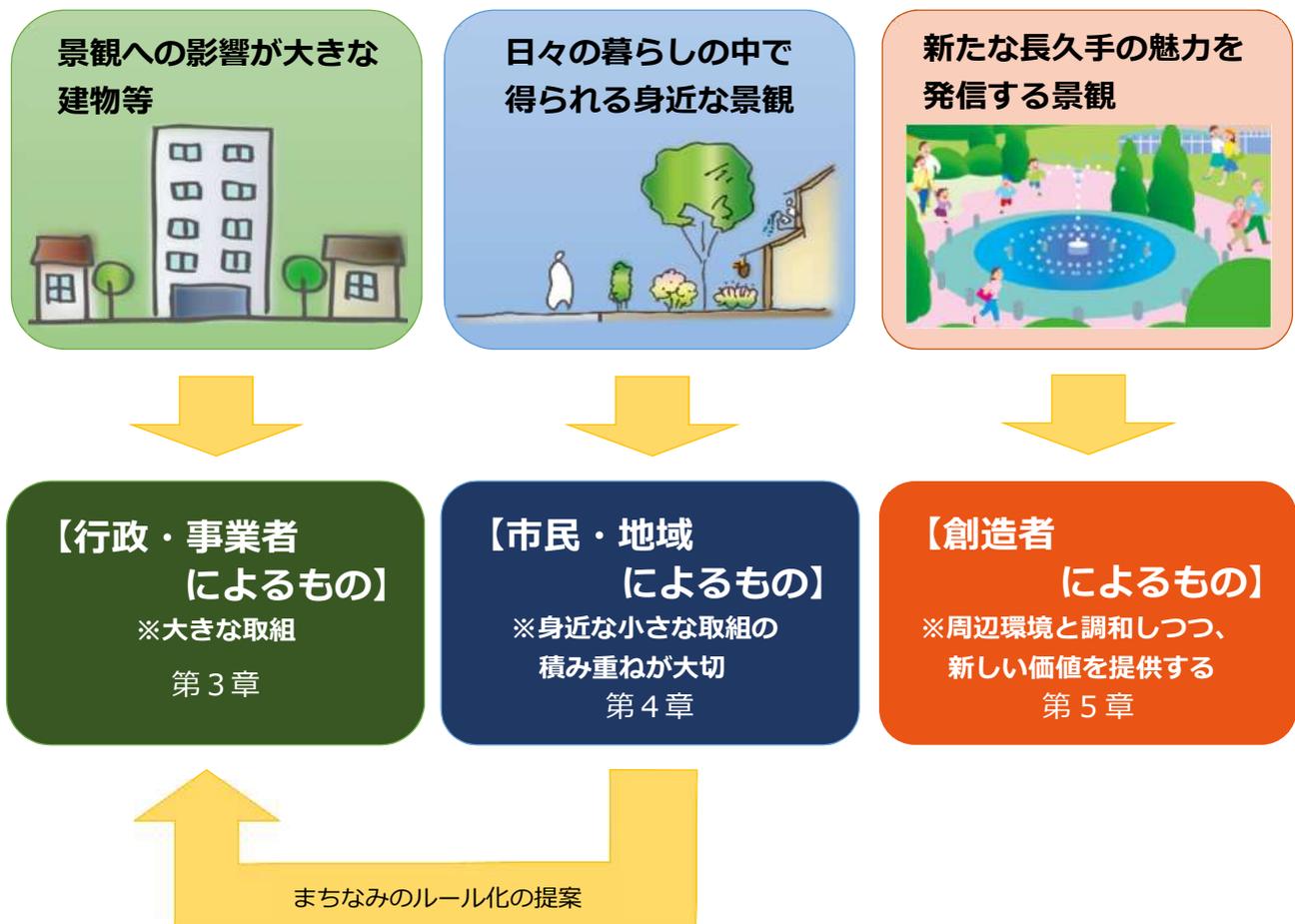
長久手の多様な景観に対する取組として、景観への影響が大きな建物等については、景観法に基づく届出により誘導していきます。

一方で、日々の暮らしの中で得られる身近な景観については、市民の手や地域等により、景観づくりを行っていくことが必要と考えます。また、地域の景観まちづくりを進める中で、地域自らが景観に関するルールや計画をつくり、その運用を行政が行うケースも考えられます。

将来的に、新しい長久手の魅力を発信する景観が、創出される可能性があります。周辺環境と調和しつつ、新しい価値を提供する施設やまちなみになるよう、関係者と協働して景観づくりを進めます。

また、優れた景観を維持・創出していくためには、市民が誇りを持って、共感し、市民が主体的に景観まちづくりに携わる機会や活動できる場を設けることが重要です。

市民主体の景観まちづくりを推進するため、行政は景観まちづくり活動の支援や啓発活動を行います。



第3章 景観法を活用した規制誘導

1. 区域の設定

景観計画の対象区域の設定にあたっては、他の市町では全域対象や特定の区域を対象、全域と重点地区を対象といったように区域設定の仕方に違いが見られます。

長久手は前述したように、地域によって多様な景観特性を持っています。

これらの多様な景観を市民みんなが参加し、守り・育むために景観計画の対象とする区域（以下、「景観計画区域」）は、“市全域”とします。

市全域を景観計画区域とします



景観計画区域図

2. 景観形成に関する基本方針

長久手らしい景観まちづくりの目標の実現を目指し、長久手の多様な景観特性を踏まえながら、将来にわたり良好な景観形成に積極的に取り組むことが大切です。

ここでは、第1章で整理した景観特性や課題の分野を踏まえ、長久手の景観形成の取組の基本方針を以下のように設定します。

基本方針1 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

市民や事業者ひとりひとりが自分の住まいや地域を暮らしやすい空間としていくため、市民や事業者が主体的に景観づくりを行う必要があります。

したがって、市民・事業者・行政が景観形成の方向性を共有し、みんなで協力し合いながら、景観まちづくりを進めます。

また、行政は、景観まちづくりの市民参加のための受け皿を企画し、景観まちづくりへの参加の機会や場づくりを積極的に進めます。



協働

基本方針2 歴史をふまえた将来に向けての景観づくり

長久手は戦国時代に小牧・長久手の戦いが繰り広げられた歴史をもつまちです。

戦国時代の長久手の合戦が繰り広げられた土地の記憶を引き継ぎ、今に残る景観は、これからも継承していきます。

また、市街化区域内であっても、それぞれの土地が持つ記憶を残しつつ、そこに、新しいまちのよさを織り込みながら景観まちづくりを進めます。



「迫力と感動の火縄銃」◆



歴史

基本方針3 “まち” と “さと” のコントラストが感じられる景観づくり

長久手の一番の特徴は、西側の住宅地が主体の“まち”と、東側の田園や緑の丘陵地等からなる“さと”のコントラスト（対照）です。

このコントラストを保つために、“まち”では、人が集まり、にぎわいが創出されるような「出かけたくなる“まち”の景観づくり」を進めます。“さと”では、緑の基本計画で里山拠点として位置づけられている里山エリアを積極的に保全し、さらに、耕作放棄地の活用等を検討することで、ふるさとらしさが感じられる

「心安らぐ“さと”の景観づくり」を進めます。



「展望台からのながめ」◆



「緑の町長久手」◆

“まち”と“さと”

基本方針4 水と緑の景観づくり

“さと”には、丘陵地や香流川沿いに広がる田園等、豊かな緑があり、香流川やため池等の水辺とともに田園景観を形成しており、これらの豊かな緑と水が一体となった景観の保全を図ります。

一方、“まち”においては、住宅地開発により緑が失われ、川は無機質なコンクリート張りとなっている箇所があるため、まちを育む豊かな緑の保全や創出、川の多自然化等による水のある風景軸の形成を行い、潤いのある住環境の形成を図ります。



「お花見日和」◆

基本方針5 日々の暮らしが映え、歩きたくなる景観づくり

長久手では、季節により、地域のお祭りや様々なイベントが開催されています。

これらの非日常的な景観以外の、日々の暮らしで得られる身近な景観も、季節により樹木の見え方が移り変わるように、緑を増やして日常的に歩きたくなる景観づくりを行います。

さらに、市民交流を促すことにより、にぎわいのある景観を創出します。



基本方針6 長久手らしさが感じられる景観づくり

今後、新たな整備が図られる予定のリモテラスや古戦場公園等の長久手古戦場駅周辺及び新庁舎や総合体育館等の長久手市役所周辺では、多くの利用者が見込まれることから、景観まちづくりの視点においても、市民参加の機会や場づくりを積極的に進め、長久手らしさが感じられる景観まちづくりを進めます。

また、長久手独自の交通手段として市内外の利用が今後見込まれる東部丘陵線（リモ）からの眺望景観の保全を図ります。

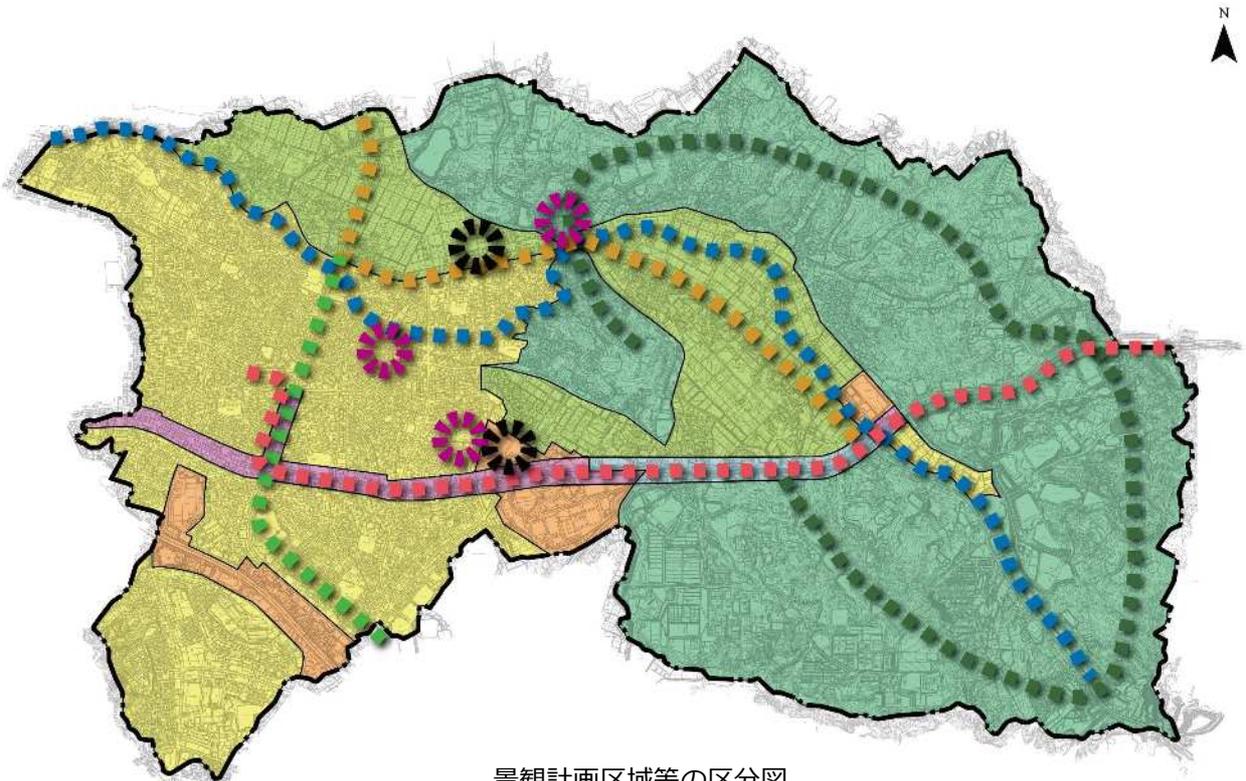


「わたしの好きな風景」◆

3. 要素ごとの景観形成の方針

長久手の景観特性及び地域の特徴を踏まえ、景観形成に関する基本方針を実現化するために、「2つの景観拠点」、「5つの景観軸」及び「5つの景観地域」に分け、要素ごとの景観形成の方針を設定します。

(1) 景観計画区域等の区分

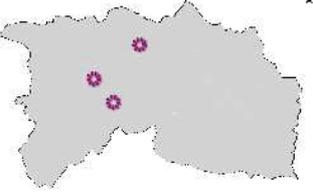
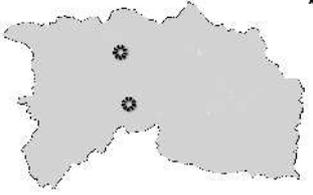


景観計画区域等の区分図

景観拠点		歴史継承拠点	景観地域		住宅地域
		都市機能複合拠点			田園地域
景観軸		眺望景観軸			丘陵地域
		水辺の景観軸			商業・工業地域
		山並み景観軸			幹線沿道地域A (住宅・商業・工業地域沿い)
		農の景観軸			幹線沿道地域B (田園・丘陵地沿い)
		交流景観軸			

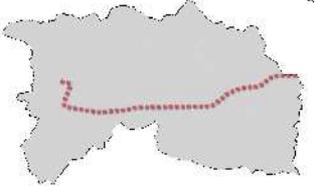
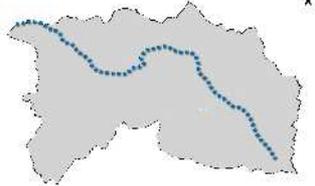
(2) 景観拠点

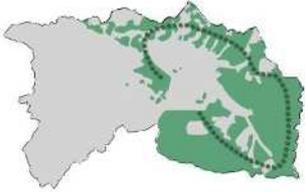
歴史継承拠点及び都市機能複合拠点の2つの景観拠点について景観形成方針を定めます。

景観拠点	景観形成方針	位置図	写真
<p>①歴史継承拠点</p>	<p>古戦場公園、色金山、御旗山は、長久手合戦における歴史的な資源であり、長久手古戦場（古戦場公園）、御旗山、色金山を相互に眺望できる景観は、歴史を偲ぶことができる重要な景観であるため、これらに配慮した景観づくりを進めます。</p>		 <p>▲古戦場公園</p> <p>▲色金山からの眺め</p>
<p>②都市機能複合拠点</p>	<p>リモテラスや古戦場公園等の長久手古戦場駅周辺及び新庁舎や総合体育館等の長久手市役所周辺については、様々な都市機能が集積する都市機能複合拠点として、都市計画マスタープランにおいて位置づけられており、本市の顔となるよう景観形成を図ります。</p>		 <p>▲現在の長久手市役所</p>

(3) 景観軸

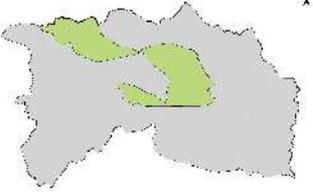
眺望景観軸、水辺の景観軸、山並み景観軸、農の景観軸、交流景観軸の5つの景観軸について景観形成方針を定めます。

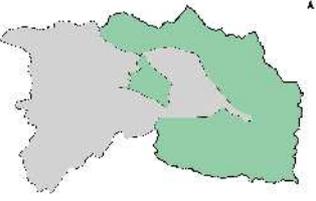
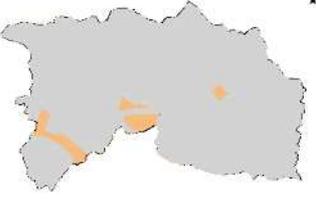
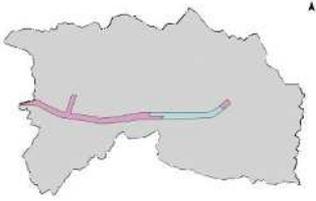
景観軸	景観形成方針	位置図	写 真
<p>①眺望景観軸</p>	<p>東部丘陵線（リニモ）は、長久手独自の個性的な景観軸であるとともに、市内を見渡すことのできる視点場でもあるため、東部丘陵線（リニモ）からの眺望景観の維持を図ります。</p>		 <p>▲リニモから御旗山を望む</p>  <p>▲リニモから古戦場公園周辺を望む</p>
<p>②水辺の景観軸</p>	<p>香流川は長久手を東西に縦断する水と緑の景観軸であり、“まち”においては親しみのある河川景観づくりを進めるとともに、“さと”においては、香流川沿いの農地及び丘陵地の風景が一体となった自然豊かな河川景観づくりを進めます。</p> <p>また、香流川緑地の遊歩道を楽しく、快適に歩けるような景観づくりを進めます。</p>		 <p>▲花籠による緑化</p>  <p>▲香流川</p>

景観軸	景観形成方針	位置図	写真
<p>③山並み景観軸</p>	<p>東部丘陵や御嶽山等の緑の丘陵地は、市の東部を包み込む緑の回廊であり、市の背景として大きく寄与していることから、連続性のある山並み（スカイライン）に配慮した景観づくりを進めます。</p>		 <p>▲東部丘陵の山並み</p>
<p>④農の景観軸</p>	<p>前熊寺田交差点から北側の県道田名古屋線及び石田交差点から北側の図書館通りは田園地域をつなぐように縦断しており、道路からは農地及び丘陵地を望むことができることから、広がりのある農地と調和する沿道景観づくりを進めます。</p>		 <p>▲県道田名古屋線から眺める農地</p>
<p>⑤交流景観軸</p>	<p>図書館通り、杵ヶ池通り、学院通りは、これまで本市が景観軸として位置づけて整備を行ってきた通りであり、また、沿道には文化の家、中央図書館、杵ヶ池公園、杵ヶ池体育館等、様々な機能をもつ公共施設が立地し、様々な人が行きかい交流が生まれていることから、人々が交流し、楽しく歩いてみたくなる沿道景観づくりを進めます。</p>		 <p>▲友愛橋から図書館通りを望む</p>

(4) 景観地域

住宅地域、田園地域、丘陵地域、商業・工業地域、幹線沿線地域の5つの景観地域について景観形成方針を定めます。

景観地域	景観形成方針	位置図	写 真
<p>①住宅地域</p>	<p>住宅地であっても身近に自然を感じ、楽しみながら歩けるよう、緑があふれ、落ちつきのあるまちなみづくりを進めます。</p> <p>また、岩作地区の既存集落については、昔ながらの面影が感じられるまちなみづくりを進めます。</p>		 <p>▲緑豊かな戸建住宅地</p>  <p>▲歴史性を感じるまちなみ (岩作地区)</p>
<p>②田園地域</p>	<p>市内の市街化調整区域に広がる田園及びその周辺の集落は、長久手の原風景といえる重要な景観の一つであるため、上郷地区等の集落を含めた田園景観に配慮した景観づくりを進めます。</p>		 <p>▲東小学校付近から御嶽山を望む</p>  <p>▲生垣が連続する集落 (上郷地区)</p>

景観地域	景観形成方針	位置図	写真
<p style="text-align: center;">③丘陵地域</p>	<p>市東部の広範囲に広がる丘陵地、中央の御嶽山は、田園、集落、山並みが一体となった良好な景観を形成しており、熊張地区等の集落を含めた里山景観に配慮した景観づくりを進めます。</p>		 <p>▲田園、集落、山並みが一体となったまちなみ</p>  <p>▲山裾の集落（熊張地区）</p>
<p style="text-align: center;">④商業・工業地域</p>	<p>人が集まりにぎわうための、緑の潤いが感じられる商業景観づくりと、緑豊かな工業景観づくりを進めます。</p> <p>また、住宅地に隣接する商業・工業地域が多いため、隣接する住宅地に配慮した緑のまちなみづくりを進めます。</p>		 <p>▲商業施設の外構</p>  <p>▲緑豊かな工業施設</p>
<p style="text-align: center;">⑤幹線沿線地域</p> <div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="background-color: #f08080; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> A 住宅・商業・工業地域沿い </div> <div style="background-color: #add8e6; padding: 5px; text-align: center;"> B 田園・丘陵地域沿い </div> </div>	<p>(都)愛・地球博記念公園線（グリーンロード）と東部丘陵線（リニモ）は、市内を東西に縦断する景観軸を形成する地域のため、緑があふれ、にぎわいと美しさのある沿道景観づくりを進めます。</p> <p>また、東部丘陵線（リニモ）からの眺望景観に配慮したまちなみづくりを進めます。</p>		 <p>▲街路樹と民地の緑</p>  <p>▲外構が緑化された集客施設</p>

4. 行為の制限[※]

長久手にふさわしい良好なまちなみ景観の形成を進めるため、景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等について、沿道緑化の推進や周辺と調和の取れた形態色彩等の良好な景観の誘導を図るべく、建築物や工作物の形態意匠等の景観形成基準を定めて届出対象とします。

(1) 届出対象行為

建築物や工作物の開発行為等については、市全域において、景観に与える影響の大きい一定規模以上の行為を対象とします。

届出対象行為		対象規模	イメージ図	備考
建築物	新築、増築、改築または移転	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10mを超える、または建築面積が500㎡を超えるもの 		
	外観の変更を伴う修繕もしくは模様替または色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10mを超える、または建築面積が500㎡を超えるもの、かつ各立面の変更部分の見付面積が当該立面の見付面積の3分の1を超えるもの 		
工作物	新築、増築、改築または移転、外観の変更を伴う修繕もしくは模様替または色彩の変更	電気供給、通信に伴う鉄塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、アンテナその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 高さが15mを超えるもの 建築物と一体となって設置されるものは、その高さが5mを超え、かつ当該建築物の高さとの合計が15mを超えるもの 	通常維持管理や設備更新等の軽微な変更は除く
		擁壁、柵、塀	<ul style="list-style-type: none"> 高さが5mを超えるもの 	
		高架道路、高架鉄道等、これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 高さが5mを超えるもの 	
	橋梁、歩道橋等、これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 延長が10mを超えるもの 		
太陽電池モジュールの設置または交換	太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの 		
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> 面積が1,000㎡を超えるもの 		

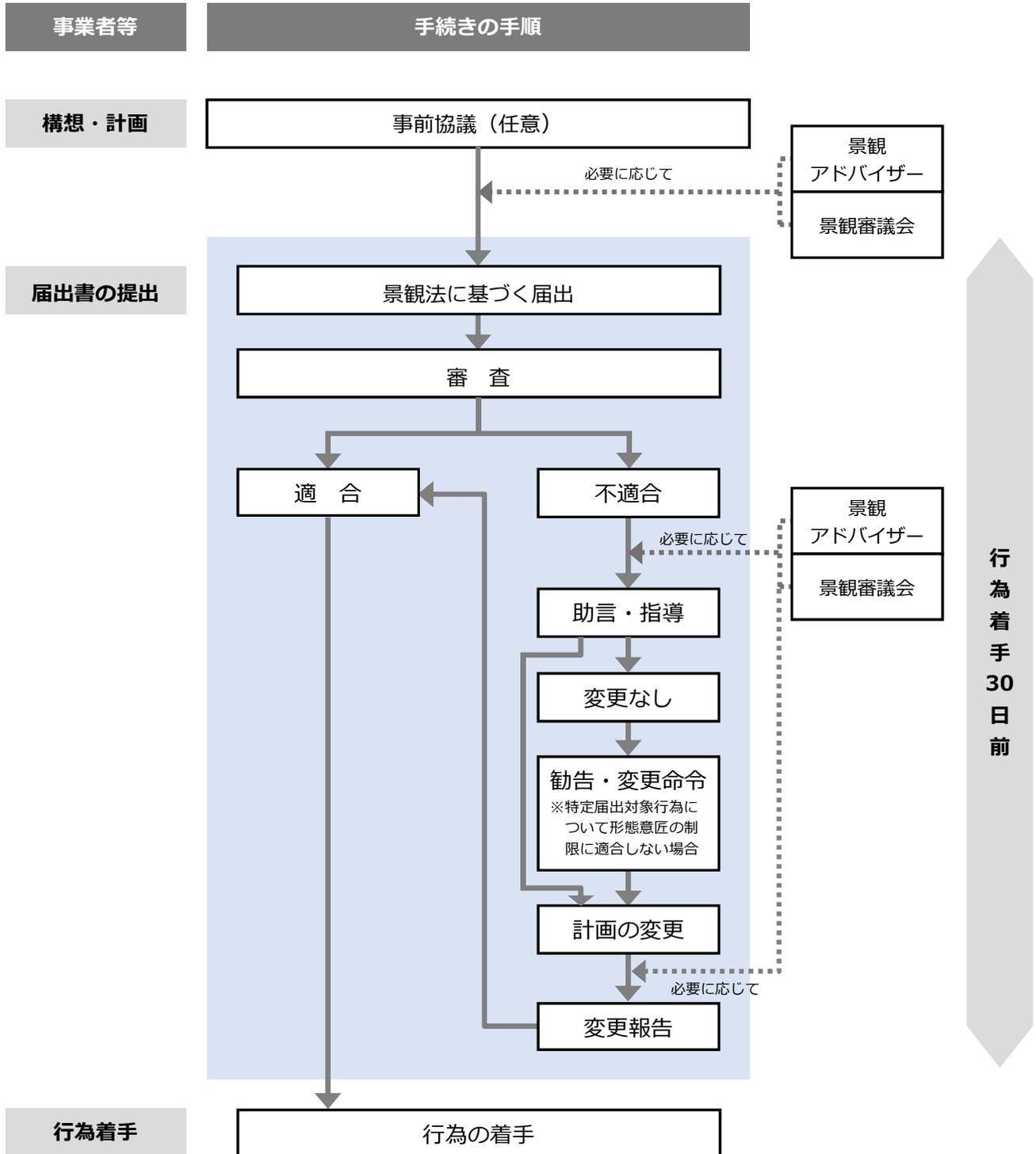
※ 景観法第8条第2項第2号

(2) 特定届出対象行為

景観法第 17 条第 1 項に基づく特定届出対象行為は、(1) の建築物と工作物の建築等とします。

(3) 届出フロー

届出対象となる建築等の行為については、行為の着手 30 日前までに市へ届出が必要になります。



(3) 景観形成基準

長久手の多様な景観特性を大きな建築物等からの影響を避け、それぞれの地域で良好な景観形成の推進を図るため、「住宅地域」「商業・工業地域」「幹線沿道地域」「田園地域、丘陵地域」ごとに景観形成基準を以下のとおり定めます。

住宅地域の景観形成基準			備考
建築物	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面して樹木を植栽する。 緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。 	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、景観審議会等の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 歴史継承拠点に位置づけている長久手古戦場（古戦場公園）、御旗山、色金山を相互に望む眺望を阻害しないよう努める。 	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成するよう努める。 	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。 できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないよう努める。また、できる限り、擁壁前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R（赤）及びYR（橙）の色相は、彩度6以下 Y（黄）の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない。 アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 アクセントカラー使用に際しては、見付面積の5%以内とする。 	
	付属設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める。やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。 	
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> 周囲のまちなみや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周囲のまちなみとの調和に配慮した色彩とする。 	
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 経年変化による退色や汚損を考慮する。（自然素材は除く） 光沢のある素材、反射性のある素材の使用は避ける。 	
	太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠しする等、周囲から見えにくくなるよう努める。 太陽電池モジュール（パネル）は、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 太陽電池モジュール（パネルのフレーム）は、低反射のものを使用する。 	
開発行為	形態	<ul style="list-style-type: none"> 法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に努める等、周囲の景観との調和を図る。 	

商業・工業地域の景観形成基準			備考
建築物	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面して樹木を植栽する。 ・緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。 	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、景観審議会等の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成するよう努める。 	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。 ・できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないように努める。また、できる限り、擁壁前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ・色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R（赤）及びYR（橙）の色相は、彩度6以下 Y（黄）の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない。 ・アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ・アクセントカラー使用に際しては、見付面積の10%以内とする。 	
付属設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める。やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。 		
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲のまちなみや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないように努める。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲のまちなみとの調和に配慮した色彩とする。 	
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・経年変化による退色や汚損を考慮する。（自然素材は除く） ・光沢のある素材、反射性のある素材の使用は避ける。 	
開発行為	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に努める等、周囲の景観との調和を図る。 	

幹線沿道地域の景観形成基準			A※	B※	備考
建築物	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面して樹木を植栽する。 緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。 	○	○	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、景観審議会等の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成するよう努める。 	○	—	
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮し、まとまりある景観を形成するよう努める。 	—	○	
		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に配慮して、大きな面を構成しないよう分節に努める。 	○	○	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。 できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないように努める。 また、できる限り、擁壁前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。 	○	○	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R（赤）及びYR（橙）の色相は、彩度6以下 Y（黄）の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない。 アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 アクセントカラー使用に際しては、見付面積の10%以内とする。 	○	—	
<ul style="list-style-type: none"> 主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R（赤）、YR（橙）、Y（黄）の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない。 アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 アクセントカラー使用に際しては、見付面積の5%以内とする。 		—	○		
付属設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するよう努める。 やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。 	○	○		

幹線沿道地域の景観形成基準			A※	B※	備考
工作物	位置	・周囲のまちなみや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないように努める。	○	○	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、景観審議会等の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない。
	色彩	・周辺のまちなみとの調和に配慮した色彩とする。	○	—	
		・周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮した色彩とする。	—	○	
	素材	・経年変化による退色や汚損を考慮する。(自然素材は除く) ・光沢のある素材、反射性のある素材の使用は避ける。	○	○	
開発行為	形態	・法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に努める等、周囲の景観との調和を図る。	○	○	

※ A：住宅・商業・工業地域沿い、B：田園・丘陵地域沿い

田園地域、丘陵地域の景観形成基準			備考
建築物	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面して樹木を植栽する。 緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。 敷地内の既存樹木は、できる限り保全する。ただし、やむを得ず既存樹木を保全できない場合は、できる限り敷地内に移植し、伐採は必要最小限にとどめるものとする。 	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、景観審議会等の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の田園風景や里山風景に配慮した高さとする。 歴史継承拠点に位置づけている長久手古戦場（古戦場公園）、御旗山、色金山を相互に望む眺望を阻害しないよう努める。 	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮し、まとまりある景観を形成するよう努める。 	
	配置	<ul style="list-style-type: none"> できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。 できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないよう努める。また、できる限り、擁壁には自然石を用いたり、擁壁前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R（赤）、YR（橙）、Y（黄）の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない。 アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 アクセントカラー使用に際しては、見付面積の5%以内とする。 	
	付属設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める。 やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。 	
工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> 周囲のまちなみや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮した色彩とする。 	
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 経年変化による退色や汚損を考慮する。（自然素材は除く） 光沢のある素材、反射性のある素材の使用は避ける。 	
	太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠しする等、周囲から見えにくくなるよう努める。 太陽電池モジュール（パネル）は、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 太陽電池モジュール（パネルのフレーム）は、低反射のものを使用する。 	
開発行為	形態	<ul style="list-style-type: none"> 法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に努める等、周囲の景観との調和を図る。 	

【参考】長久手の色彩基準の考え方

■ 基本的な考え方

長久手は、丘陵地、農地等の豊かな自然景観や、街路樹や公園の緑、住宅地の緑等に恵まれ、自然な色彩に彩られています。このため、背景となる自然の緑や、身の周りの緑等を活かせるような色を用いることを基本として、色彩に関する景観形成基準を定めています。

樹木や草等、自然の緑の色彩は、概ね彩度は6前後となっており、これらの長久手の自然の色彩を活かすためには、建築物の外壁や工作物の主要な彩度を6以下に抑えることが必要と考えました。



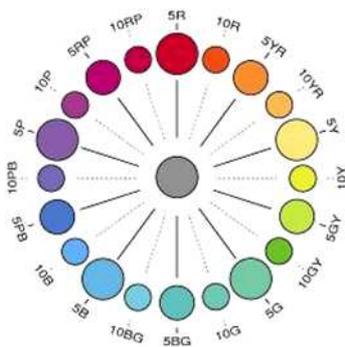
■ マンセル表色系

マンセル表色系とは色を表す3属性（色相・明度・彩度）、色立体にもとづく色の数値表現の一つです。その数値を“マンセル値”と呼び、色を定量的に表す時はこの値が広く用いられています。

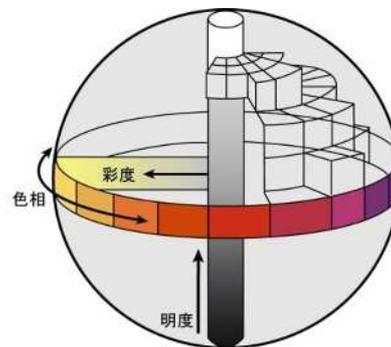
下図のように、縦軸に明度、外周に色相、中心からの横軸に彩度をとる円筒座標型の色立体がマンセル表色系です。

マンセル表色系は、国際的な尺度である表色系としても有名で、日本でもJIS（日本産業規格）で取り上げられ、日本塗料工業会発行の塗料用標準色等、実用的に広く利用されています。

マンセル表色系ではひとつの色彩を“色相”、“明度”、“彩度”という3つの属性の組み合わせによって表現しています。



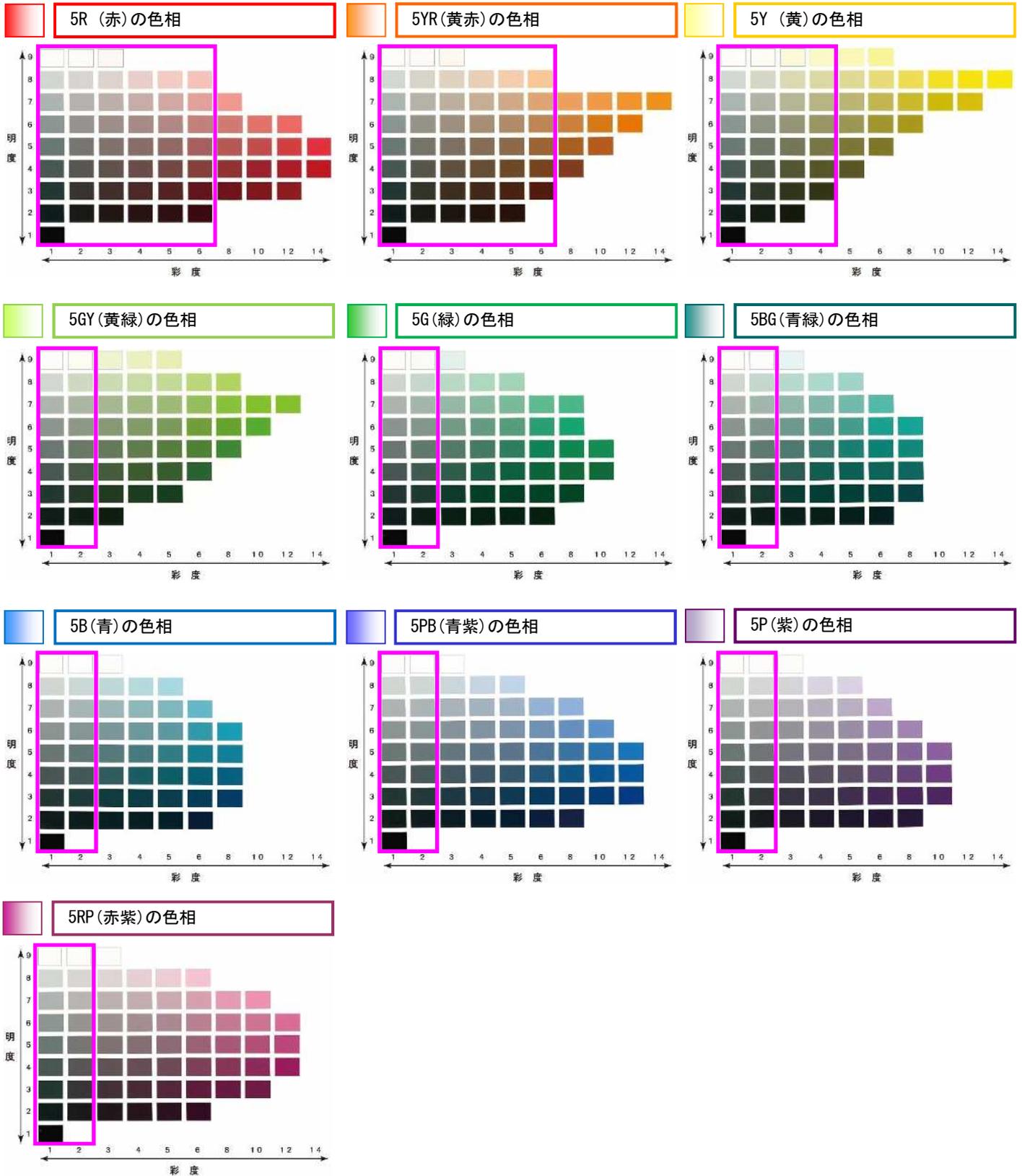
マンセル色相環



色相・明度・彩度

- ・色相 有彩色で赤・黄・青等、他の色と区別する基本となる色の特徴。
- ・明度 色のもつ明るさや暗さの度合い。
- ・彩度 色の鮮やかさの度合い。色の純度。

色彩基準のカラーチャート (住宅地域・商業・工業地域・幹線沿道地域 (A))



色彩基準のカラーチャート (幹線沿道地域 (B)、田園地域、丘陵地域)



5. 屋外広告物における規制誘導

屋外広告物は、まちのにぎわいを演出する一方、色彩や規模によっては良好な景観の阻害要因になります。

また、必要以上の野立看板等、屋外広告物の乱立によって景観を阻害していると、市民アンケート・市民ワークショップでも多数の意見が寄せられています。



そこで屋外広告物の表示及び掲出について、愛知県屋外広告物条例に基づき規制誘導を図っていくとともに、さらに景観法に基づく行為の制限に関する事項^{※1}を以下に定め、良好な景観形成を図ります。

■ 屋外広告物の景観形成基準

歴史・自然・活力等、都市の風格やにぎわいを演出する美しさを持った屋外広告物の誘導を図るため、以下の事項に配慮してください。

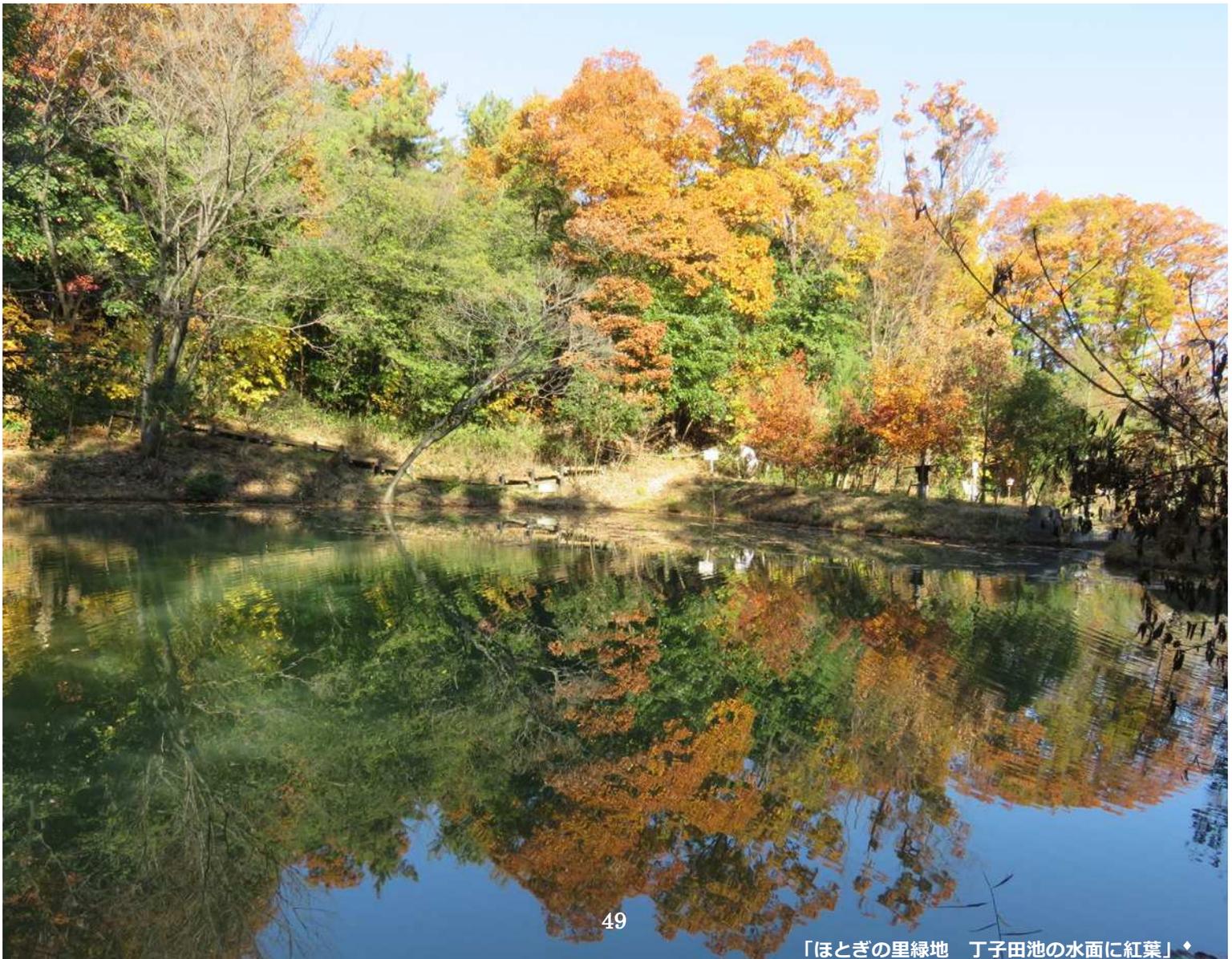
屋外広告物の景観形成基準	
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の敷地内に納め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化する。 ・ 建築物の規模や周辺のまちなみと不調和な規模とならないよう配慮する。 ・ 同一内容の屋外広告物を連続して表示しない。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の見通しの保全に配慮し、極力低層部に設置する。
立地条件への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財をはじめとする歴史的資源等の景観形成上重要な施設の隣接地にあっては、当該施設が醸し出すイメージを損ねないように、掲出位置に配慮する。 ・ 東部丘陵線（リニモ）の車窓から見える場所に設置するものには、車窓景観の保全に配慮する。 ・ 自己用外の屋外広告物を設置しない。
色彩・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物のデザインや色彩、素材等との調和を図り、統一的なデザインとする。 ・ 彩度6以下の控えめな色彩を用いるとともに、3色程度とする。 ・ 全国共通のデザインやコーポレートカラー^{※2}であっても、彩度6を超える場合は、図と地を反転させる、切り文字とする等の配慮をする。 ・ 写真等誘目性の高いものの設置は控える。 ・ 蛍光塗料、発光塗料その他これに類するものは使用しない。 ・ 自動車運転者等の距離感や平衡感覚を惑わすデザイン（渦巻き模様等）は使用しない。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素材の選定にあたっては、耐久性やメンテナンス、経年変化を考慮する。
照明装置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 激しい点滅を伴う照明装置、過度な明るさの照明装置は設置しない。 ・ 音声を伴う屋外広告物は設置しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルサイネージ、プロジェクションマッピング等、新技術を活用する屋外広告物については、事前に市と協議を行うこと。

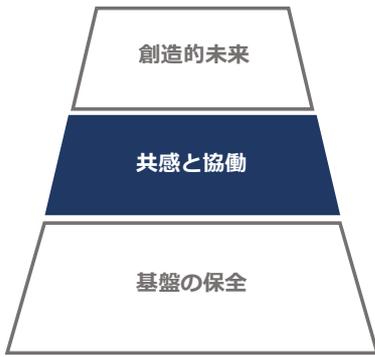
※1 景観法第8条第2項4号イ ※2 企業や団体等の組織を象徴する色をいう

共感と協働

第4章 共感と協働の景観まちづくり

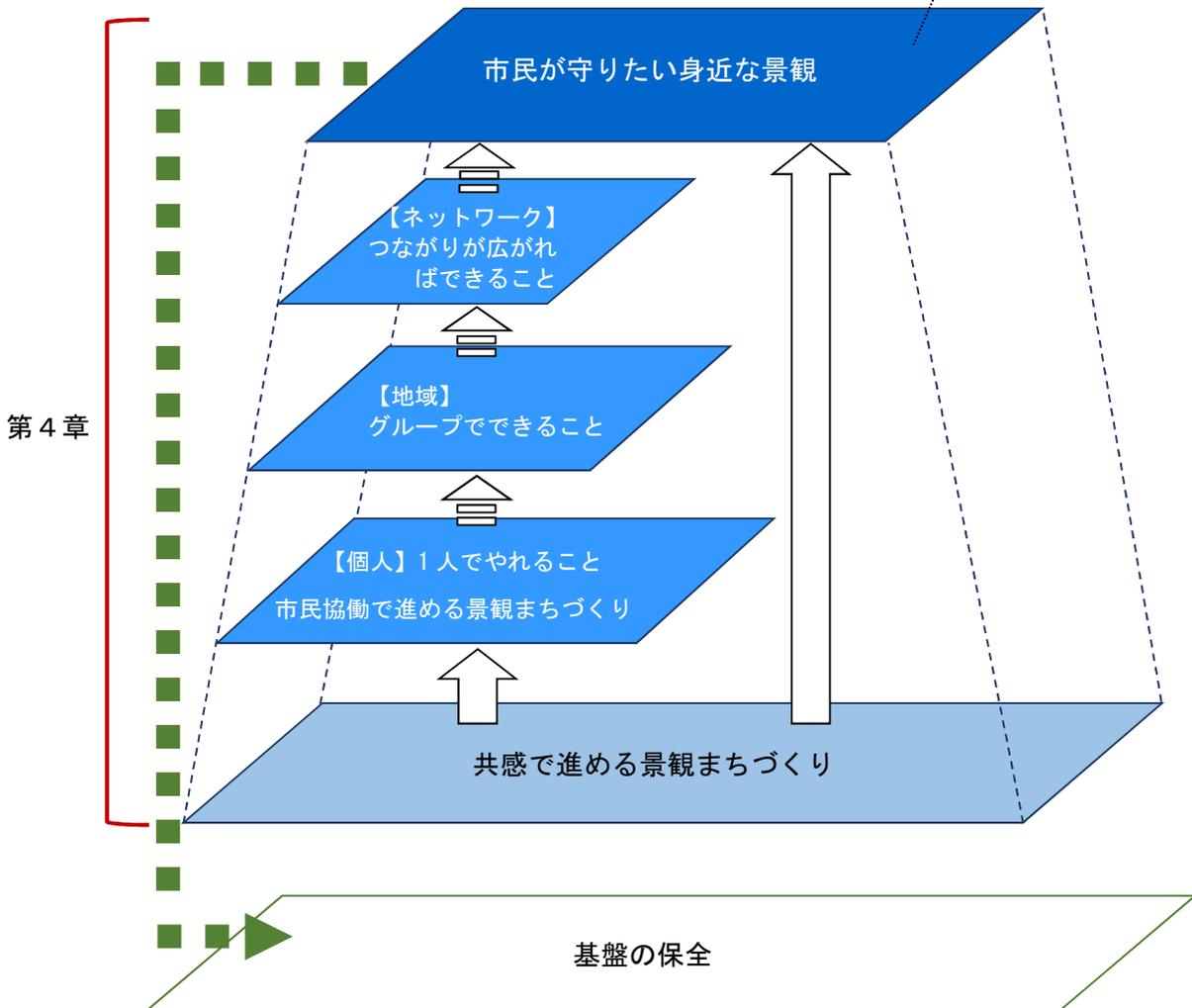
1. 共感で進める景観まちづくり
2. 共感から協働へ
3. 景観法による共感を得た景観資源の保全





「共感と協働」のプロセス

- 既に共感されている長久手らしい景観
- これから見いだされる長久手らしい景観
- 地域で広く親しまれ、共感されている景観上重要な建造物や樹木



■「共感と協働」のプロセス図

第4章 共感と協働の景観まちづくり

1. 共感で進める景観まちづくり

“長久手らしい景観まちづくり”を進めていくためには、まず、「何が地域の特色となる景観か？」について、市民や事業者等がそれを見つけ出し、共感をひろげることによって、景観の診断、予防、治療、育成、創造について探っていくことが重要です。

本計画を策定するにあたって、市民アンケート、市民ワークショップ、フォト・まちの絵コンテストを実施しましたが、その中から、いくつかの景観要素が「共感されている長久手らしさ」として浮かび上がってきています。

(1) 共感されている「長久手らしさ」

【リニモのある風景】

東部丘陵線（リニモ）は、長久手らしさを表すモチーフのひとつであり、子どもだけでなく多くの市民や来訪者の共感を得ています。それは、「東部丘陵線（リニモ）のある風景」であり、「東部丘陵線（リニモ）からみた車窓風景」でもあります。特に車窓風景の移り変わりは、“まち”と“さと”を結んでいることを実感できるパノラマです。

【水の軸としての香流川】

“さと”と“まち”を結ぶ軸のひとつが「東部丘陵線（リニモ）」であり、もうひとつが「香流川」です。水源地から名古屋市境まで至る香流川の景観の移り変わりは、まさに“さと”と“まち”の変化を表しています。市民の意識の中で、香流川もまた景観の重要な要素として共感を得ています。

【歴史的資源の眺望】

長久手らしい歴史として、多くの人々が「長久手合戦」を思い浮かべています。長久手古戦場（古戦場公園）や御旗山、色金山の歴史的資源は、互いに眺望し合え、この「見晴らし」は、現代にあっても、なお残る歴史的眺望として共感を得ています。

【原風景をあらわす既存集落】

長久手市の“まち”の景観の大部分は、土地区画整理事業によってつくられたまちなみですが、昔ながらの面影を残すまちなみとして、「岩作の旧銀座通り」があります。

また、市東部の田園や里山が広がる既存集落のまちなみは、個々の住宅の多くは建て替わってはいるものの、農地、里山と一体となった集落の景観自体は残されています。

“まち”の中でも、また、“まち”から一歩出ても、昔ながらの面影を残す「岩作の旧銀座通り」や市東部の既存集落により、長久手の原風景に接することができることに共感を得ています。

【“さと”に根付く農の風景や生態系】

農のある風景や、そこから私たちが受け取る生物多様性の恵みは貴重で、将来残していきたい景観として田園風景が挙げられ共感を得ています。また、生物多様性に関しては、本計画書の表紙の写真の様に農に限らず“まち”の中にも存在しています。その一方で、農家の後継者不足や、動植物の生育環境の変化によって、こうした景観の維持が難しくなっているのも、また事実です。

2. 共感から協働へ

(1) 「共感」を広げていくために

共感されている景観は、長久手市の「景観の大きな枠組みに関係するもの」である一方、私たちの「身近な暮らしのなかに見出されるもの」も含まれています。

景観まちづくりの原動力となるのは、なにより、共感をどう広げていくか、また、共感できる景観をどう発見していくかにかかっています。これがきっかけとなり、身近な景観に対する「個人的共感」が広がり、共有が進めば、そうした市民が協働して景観まちづくりへとステップを進めることができるからです。

(2) 市民協働で進める景観まちづくりの基本的な考え方

景観まちづくりは、身近な景観に対する個人的共感に始まり、一人ひとりの小さな取組から始めることが大切ですが、市民・事業者等による取組を協働により広げ、身の回りの取組から、地域における取組に発展させていくことによって、より魅力的な景観まちづくりも可能となります。

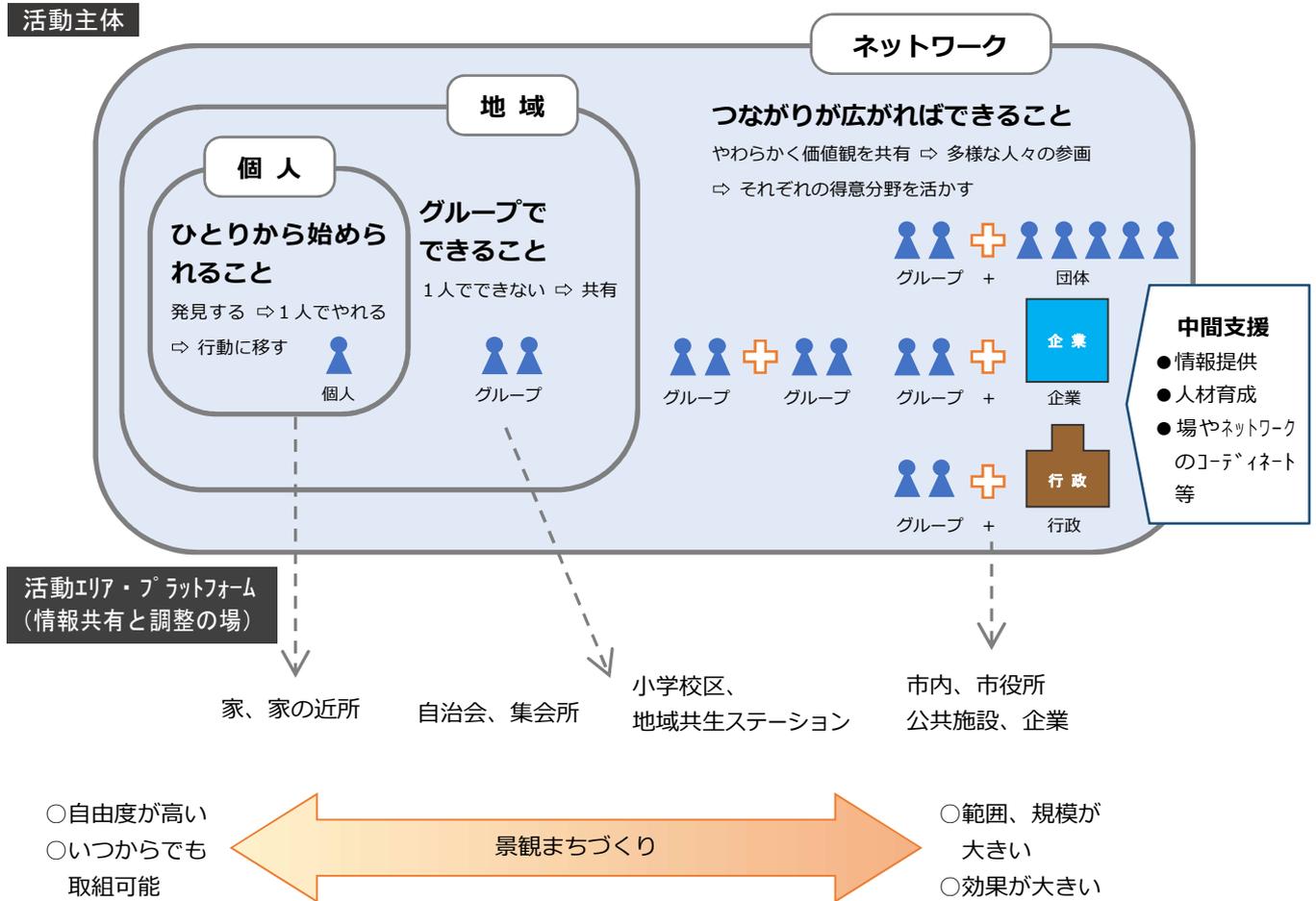
一方、行政の役割としては、こうした市民協働の原動力となる共感を広げるための普及啓発や支援を行うことが挙げられます。また、景観は道路等、公共施設とそれに接する住宅や店舗等の民有施設が一体となって構成されるものであり、官民のニーズのマッチングを図ることが必要であることから、市民、事業者や大学等も含めて多様な担い手が、地域の景観まちづくりのマネジメントに円滑に参画できるようなプラットフォーム（情報共有と調整の場）を整備するのも、行政の役割です。

次ページの図では、

- 個人一人からできること
- 価値観を共にする個人が集まったグループでできること
- さまざまな立場のグループがネットワークでつながることによってできること

という視点から、できるだけ多くの市民や事業者が参画し、それぞれの立場を尊重しつつ、さまざまな得意分野を活かした景観まちづくりの協働に関するイメージを示します。

■ 市民協働で行う景観まちづくりのイメージ



景観まちづくりの参加と協働のイメージ図

(3) 市民協働で進める今後の取組

①【個人】(ひとりから始められる景観まちづくり)



景観に関心を持ち、身の周りの景観について、良さや課題を知るとともに、玄関先に花鉢を置いたり、家の周りの清掃等、できることから取り組んでみてください。

●わがまちの景観を知ろう

市民が誇りや愛着を持てる景観まちづくりを進めるためには、長久手の景観資源、あるいは地域や身の周りの景観資源に気づくことが大切です。

行政や市民団体が行う景観の普及啓発イベントに参加して、景観の良さや課題を発見しましょう。

【景観まちづくり活動の事例】

- ・行政や市民団体が主催するまち歩き等の景観普及啓発イベントへの参加
- ・長久手を調べてみる



●身近な景観づくりを実践しよう

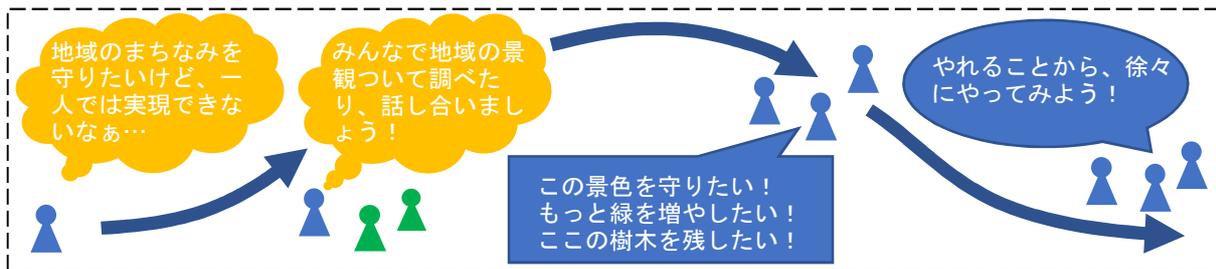
まずは一人ひとりが「景観まちづくり」の主役であることを認識し、ごみを拾ったり、自宅の玄関先を花で飾ったり、庭に中高木を植えたり積極的に緑化を進め、身近なところから景観づくりを始めてみてください。

【景観まちづくり活動の事例】

- ・散歩して景観を楽しむ
- ・自宅周辺のごみ拾い
- ・宅地内緑化の推進、玄関先の花飾り
- ・自宅のクリスマスイルミネーションの飾り付け
- ・景観絵画コンテスト等への参加
- ・イエローチョーク（犬のフン害対策）



②【地域】（グループによる市民協働で進める景観まちづくり）



「個」の取組から「協働」の取組へ展開させて、地域の特性に応じた景観まちづくりを進めましよう。

●地域を共に知り、景観意識を共有化しよう

日々の暮らしに根差した、まちの景観を整えるための地道な清掃美化活動も景観づくりに貢献します。

地域の景観資源を調査し、この調査活動に地域住民が多く参加することにより、身近な景観を知り、その良いところ、問題点等を共有していくことが重要です。

【景観まちづくり活動の事例】

- ・行政と住民、学生等の協働により、地域の景観資源の発掘・収集調査等を実施する
- ・集めた景観資源を活用して、景観資源マップやウォーキングルート等を作成し、情報を整理し地域で共有する



●地域でまちの景観を考え、地域の景観を守ろう

地域独自のまちなみ等は、地域コミュニティの一つの現れであり、地域の人と人とのつながりによって育てられてきたものです。地域をどのようなまちにしたいかをみんなで考え、自分たちのまちの景観を守っていくことが大切です。

【景観まちづくり活動の事例】

- ・地域で清掃活動や緑化活動を行う
- ・景観資源の保全・活用のあり方について、地域で話し合う
- ・景観先進地への視察・まちなみルールの勉強会



③【ネットワーク】（様々な主体が協働して進める景観まちづくり）



●多様な人々の参画を促し、活動の輪を広げよう

今、私たちの目にしている景色は新しいものもあれば、長い時間をかけたものや私たちの暮らしの中で創りあげられてきたものまで様々ですが、良い景観を子どもたちや孫、その次の世代へと引き継ぎ、悪くなってしまった景観を補修（治療）し、創っていく必要があります。景観教育のなかでは、子どもも「まちづくりの主人公」のひとりであると位置づけ、地域での遊びや生活体験のなかから感じとったことを意見表明する等、子どもの社会参加の場を保証していくことが重要です。

また、他市から転入する市民、外国人、大学、事業者等、できるだけ多様な人々が、それぞれ可能な範囲で参加できる、「みんなの居場所（活動の輪）」としてのまちづくり活動へと広げていくことも必要です。さまざまな人が参画して、良い景観を共有し、次世代へ引き継ぐため、河川・道路・公園・里山の維持管理、違反簡易屋外広告物の除去等の景観まちづくりボランティア活動に積極的に参加しましょう。

また、地域独自のお祭り等の文化を次世代に継承していく取組を行いましょう。

【景観まちづくり活動の事例】

- ・道路や河川等の清掃活動の推進、公園の維持管理と活用
- ・花植えボランティア、里山活動ボランティア、違反簡易屋外広告物の簡易除去
- ・長久手の各種団体の活動に参加
- ・地域の伝統行事に参加
- ・団体と地域の神社等が協働して行うイベント



■ 伝統的景観を守り受け継ぐ

長久手では、警固祭りや棒の手等、昔から伝わる伝統行事があり、まちに活気のある景観を与えています。

祭りや伝統行事は、重要な歴史的・文化的な景観の要素であり、今後も守り育てていくため、文化の継承、後継者の育成が重要です。



長久手の伝統行事 警固祭り



「つなく」◆

●地域のルールづくりやテーマ性のある景観まちづくりを進めよう

歴史や自然、地域を特徴づける景観資源を有する場所等については、地域自らが景観まちづくりに関するルールや計画をつくる方法があります。

また、テーマ性のある景観づくりを行うことで、新しく魅力的な景観を創っていくことも考えられます。

【景観まちづくり活動の事例】

- ・地域の計画やルールづくり（景観協定等）
- ・テーマ性のある景観づくり
- ・エリアマネジメントによる取組



■ 地域の計画やルールづくり

歴史や自然、地域を特徴づける景観資源を有する場所や、新たに景観づくりを誘導すべき場所等、重点的に景観づくりを図る必要のある場所については、景観法に基づく景観協定の認可を得て、地域住民が中心となって必要なルール（「基本方針」や「景観形成基準」）を定め、そのルールに基づきながら個性豊かな景観まちづくりを進めて行くことが考えられます。

■ テーマ性のある景観づくり

地域全体で個人の庭を一般の方に公開するオープンガーデンの取組、玄関先に一輪挿しを設置する等、テーマ性を与えて連続性やにぎわいを演出する景観づくりを行っていくことが考えられます。



オープンガーデン
（長野県小布施町）



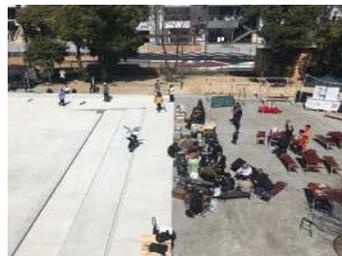
つるし飾りロード
（愛知県田原市）

■ エリアマネジメント等による取組

持続可能なまちづくりを進めるため、地域の活力を高めたり、地域の課題の解決を地域住民や事業者等の「民」の力で行うエリアマネジメントの取組が増えています。

エリアマネジメントは、特定エリアを単位に、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民・事業者・地権者等による主体的な取組であり、地域の特性に応じた魅力づくりを推進することができます。

また、新たな景観になり得る公共空間での先駆的活動について、行政と協力して社会実験を行うことも考えられます。



新とよパーク（愛知県豊田市）

3. 景観法による共感を得た景観資源の保全

地域住民に広く親しまれ、共感されている景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木で、保全するよう推薦されたものは、景観法に基づく「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」（景観法の第8条第2項第3号）として指定し、その保全と継承を図ることが制度上可能です。

（1）景観重要建造物の指定の方針

長久手市内において、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもののうち、以下のいずれかに該当する建造物（建築物及び工作物）を所有者の意見を聴き、合意を得た上で景観重要建造物として指定していきます。

- ①長久手市のランドマークとして、広く市民に愛されている建造物
- ②地域住民の生活、文化、歴史をあらわす建造物
- ③過去から継承され、未来へ引き継いでゆくべき歴史的な建造物



景観重要建造物イメージ図

（2）景観重要樹木の指定の方針

長久手市内において、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもののうち、以下のいずれかに該当する樹木を、所有者の意見を聴き合意を得た上で景観重要樹木として指定していきます。

- ①ランドマークや街角に立ち地域のシンボルとして、市民に愛されている樹木
- ②地域の人々に愛されている樹木



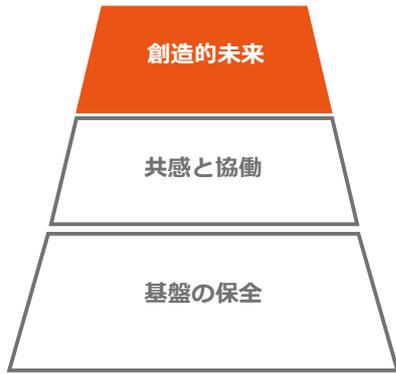
景観重要樹木イメージ図

創造的未來

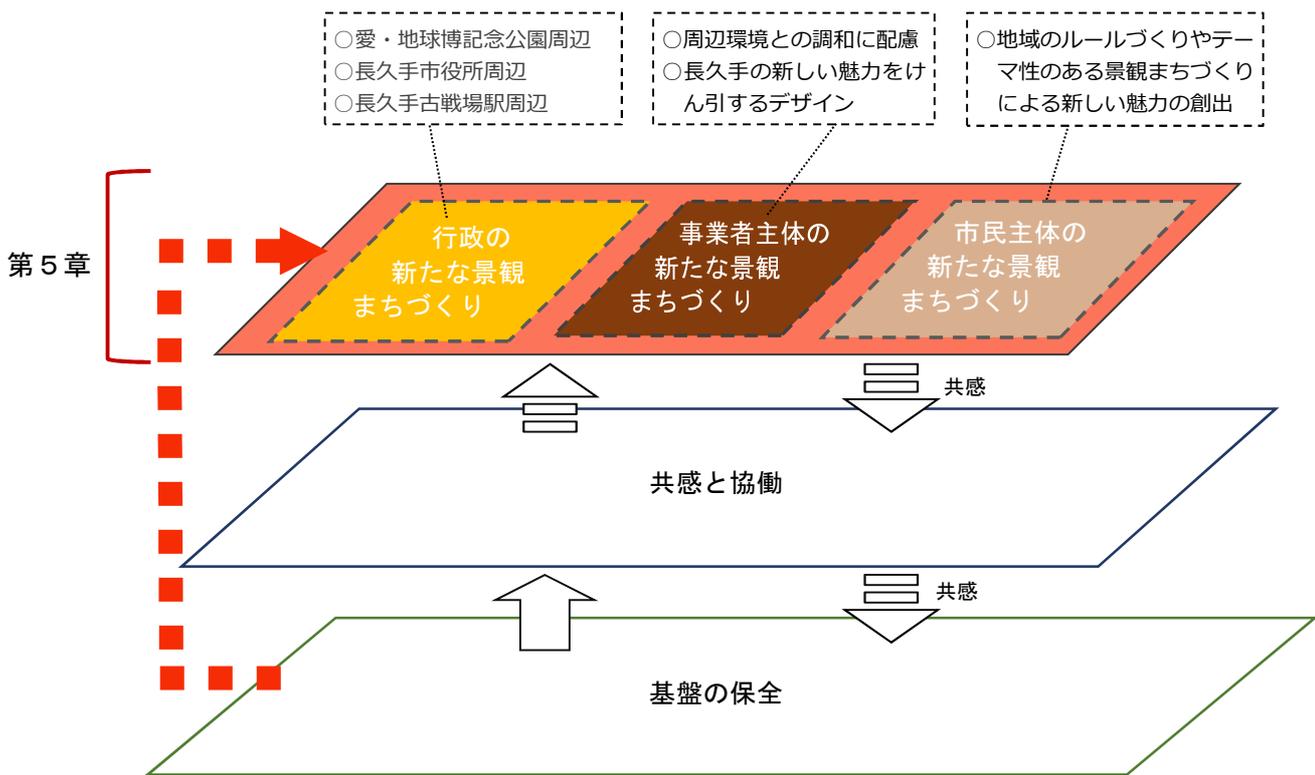
第5章 創造的未來の景観まちづくり

1. 創造的未來の創出
2. 創造的未來の共感





「創造的未來」のプロセス



■ 「創造的未來」のプロセス図

第5章 創造的未來の景観まちづくり

「創造的未來」は、新しいビジョンや新たな魅力創出による景観づくりであり、創造者※の個性が発揮された取組がイメージされます。

行政の新たな公共施設整備、民間事業者の新たな開発による商業施設、市民の手による新しい景観づくりの取組等が考えられます。

※ 創造者とは、新しい景観づくりを行う者であり、行政、事業者、市民、NPO、専門家等が考えられます。

1. 創造的未來の創出

(1) 行政の新たな景観まちづくり

【愛・地球博記念公園周辺】

愛・地球博記念公園における「ジブリパーク」の開業により、長久手の新たなにぎわいが創出され、そこに訪れる人々に長久手の良さを知ってもらえるような景観まちづくりが求められます。

【長久手市役所周辺】

都市機能が集積する複合拠点の形成に向けた土地利用を展開するための公共施設(新庁舎や総合体育館等)の整備を予定しています。

【長久手古戦場駅周辺】

商業・観光・市民協働等の機能を有し、住民の日常の暮らしを支え、訪れる人をもてなし、長久手の新たなつながりをデザインする場とする公共施設(リリモテラスや古戦場公園等)の整備を予定しています。

(2) 事業者主体の新たな景観まちづくり

事業者が行う開発が、景観計画で定める景観形成基準に適合し、事業地周辺環境の調和に配慮されながら、新しく長久手の魅力をけん引するデザイン性の優れた施設・まちなみづくりが考えられます。

(3) 市民主体の新たな景観まちづくり

市民や地域が、地域のルールづくりやテーマ性のある景観まちづくりを進め、新しい魅力的な景観が創出される取組が考えられます。また、市内には4つの大学があり、次代を担う若者が中心となった景観まちづくりが考えられます。

2. 創造的未來の共感

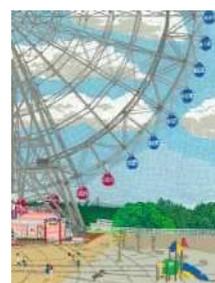
新しいビジョンや新たな魅力創出による景観づくりであっても、時間の経過により、まちになじみ市民に愛され共感されることで長久手の景観の「基盤」となります。



▲東部丘陵線(リリモ) 「空とリリモ」◆



▲中央図書館 「図書館」◆



▲モリコロパークの観覧車 「観覧車の向こうに走るリリモ」◆

コラム

2019（令和元）年に開催した長久手まちの絵コンテストの受賞作品を紹介します。73 点の応募があり、25 点が受賞されました。

■ 2019（令和元）年 長久手まちの絵コンテスト 受賞作品一覧

【一般の部】



▲最優秀賞
「迫力と感動の火縄銃」



▲優秀賞
「わたしの好きな風景」



▲優秀賞「観覧車の向こうに走るリニモ」



▲入賞「岩作神社」



▲入賞「スクールロード」



▲入賞「展望台からのながめ」



▲入賞「メタセコイアの秋
(秋ヶ池公園)」

【中学生の部】



▲最優秀賞「つなぐ」



▲優秀賞「Nバス」



▲優秀賞「長久手の伝統」

【小学生の部】



▲最優秀賞
「私が好きな長久手の桜」



▲優秀賞「空とリニモ」



▲優秀賞「Nバス 三ヶ峯線」



▲入賞「トトロ」



▲入賞「図書館のかざみどり」



▲入賞「Linimo とサツキ」



▲入賞「緑の町長久手」

【特別賞】



▲イオンモール長久手賞
「図書館」



▲イオンモール長久手賞
「モリコロ、ピクニックの思い出」「もりの学舎（まなびや）」



▲市長賞



▲市長賞
「リニモにのってモリコロへ♪」



▲ちびっこイオンモール長久手賞
「しあわせな日常」



▲ちびっこイオンモール長久手賞
「はなびドーン」



▲ちびっこイオンモール長久手賞
「とうちゃく」



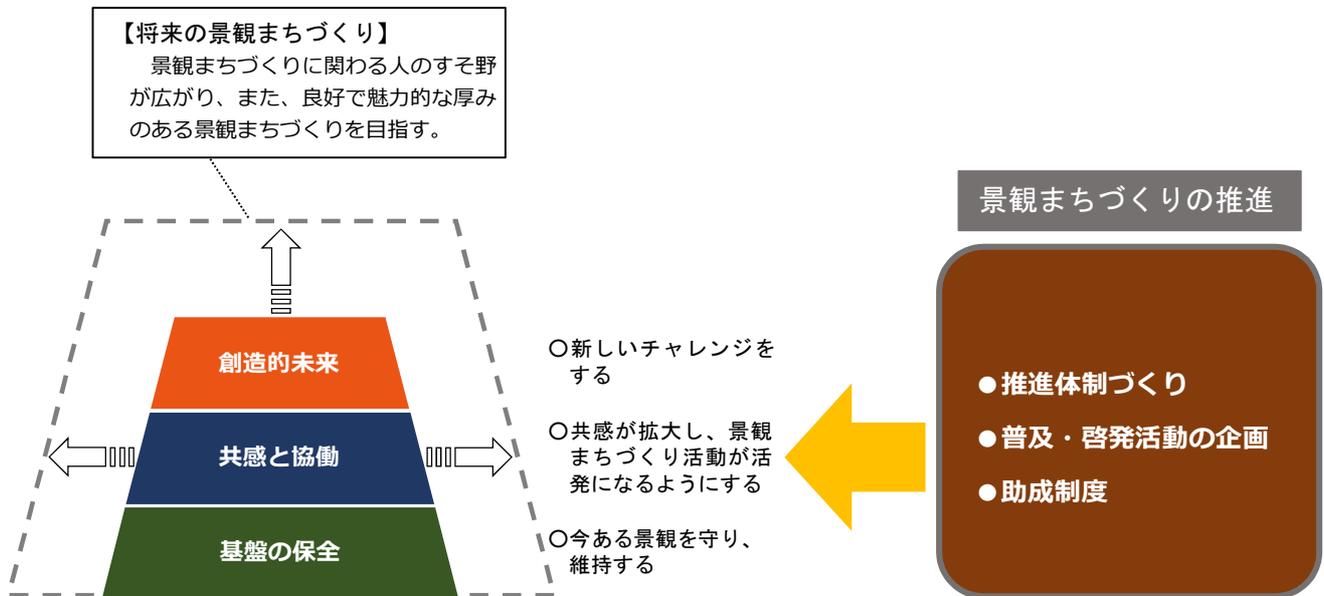
▲ちびっこイオンモール長久手賞
「たけのご見つけた！！」

第6章 景観まちづくりの推進

1. 推進体制づくり
2. 普及・啓発活動の企画
3. 助成制度の検討
4. 進行管理と見直し



「景観まちづくりの推進」イメージ



■ 「景観まちづくりの推進」のイメージ図

第6章 景観まちづくりの推進

1. 推進体制づくり

市民・事業者・行政それぞれの景観まちづくりを推進し、それぞれの景観まちづくりを協力、協働しあえる体制を整えます。

(1) 景観まちづくりサポーターの登録

市民参加による景観づくりの推進のため、景観づくりに興味があり、取組や活動に参加したい市民や市民団体、事業者等を「景観まちづくりサポーター」として登録する制度の導入を検討していきます。

景観まちづくりサポーターは、風景を集める活動やシンポジウム、その他景観づくりに関する活動や事業への参加、イベントの開催補助等を担います。市は景観まちづくりサポーターに対し、情報提供や市民団体等との交流の機会の提供等の支援を行います。

また、景観まちづくりサポーターから景観コーディネーター（景観形成について、解決の道筋を描き出し、合意形成等の手助けをする人材）の育成を検討していきます。

(2) 景観まちづくり団体の認定

景観まちづくり団体として、一定の地域の住民等の発意と合意により設立された、自らが良好な「景観まちづくり」を目指す団体を認定する制度について検討していきます。

認定後は、団体の活動に際し、情報提供、専門家の派遣や技術的支援等のほか、地域の景観まちづくりの方針や基準等、ルールづくりの取組、緑化や清掃等の景観まちづくり活動を積極的に支援します。

(3) 景観審議会の設置

景観審議会は、学識経験者や有識者、各種団体の代表者や市民、関係行政機関の職員等により構成され、景観づくりの重要な事項について、総合的な観点から専門的に調査、審議、提言を行う機関として設置します。なお、協働で景観まちづくりを進めるために、景観審議会は原則、公開とし、傍聴可能なものとします。

また、都市計画審議会との連携を図りつつ、景観まちづくりに重要な事項について専門的に調査審議します。

(4) 景観アドバイザーの設置

建築行為等と景観形成基準との適合の確認、質の高い公共空間づくりにおいては、適切な評価、判断等、専門的見地からの助言を得ることが大切です。

また、地域・地区レベルの景観づくりの推進にあたっては、都市デザイン、色彩、造園、建築、グラフィック等の景観に関しての知識や経験を有する専門的な助言や支援を得るため、専門家の積極的な関与を図ります。

事業者や市民からの相談に、計画地等の周辺状況を理解した上で問題を共有し、共に考え助言してくれる専門家等を「景観アドバイザー」として設置します。

(5) 庁内体制の構築

① 職員の景観まちづくり意識の向上

職員一人ひとりが景観まちづくりの重要性を認識してもらうため、景観に関する知識や技術に関する情報を発信し、職員の資質の向上を図ります。

② 景観に配慮した公共事業

道路、河川、公園、学校等の公共空間や公共施設の整備において、景観づくりをけん引し、周辺景観と調和するよう、景観計画を踏まえた配慮事項をチェックシートで確認するチェック体制を整えます。

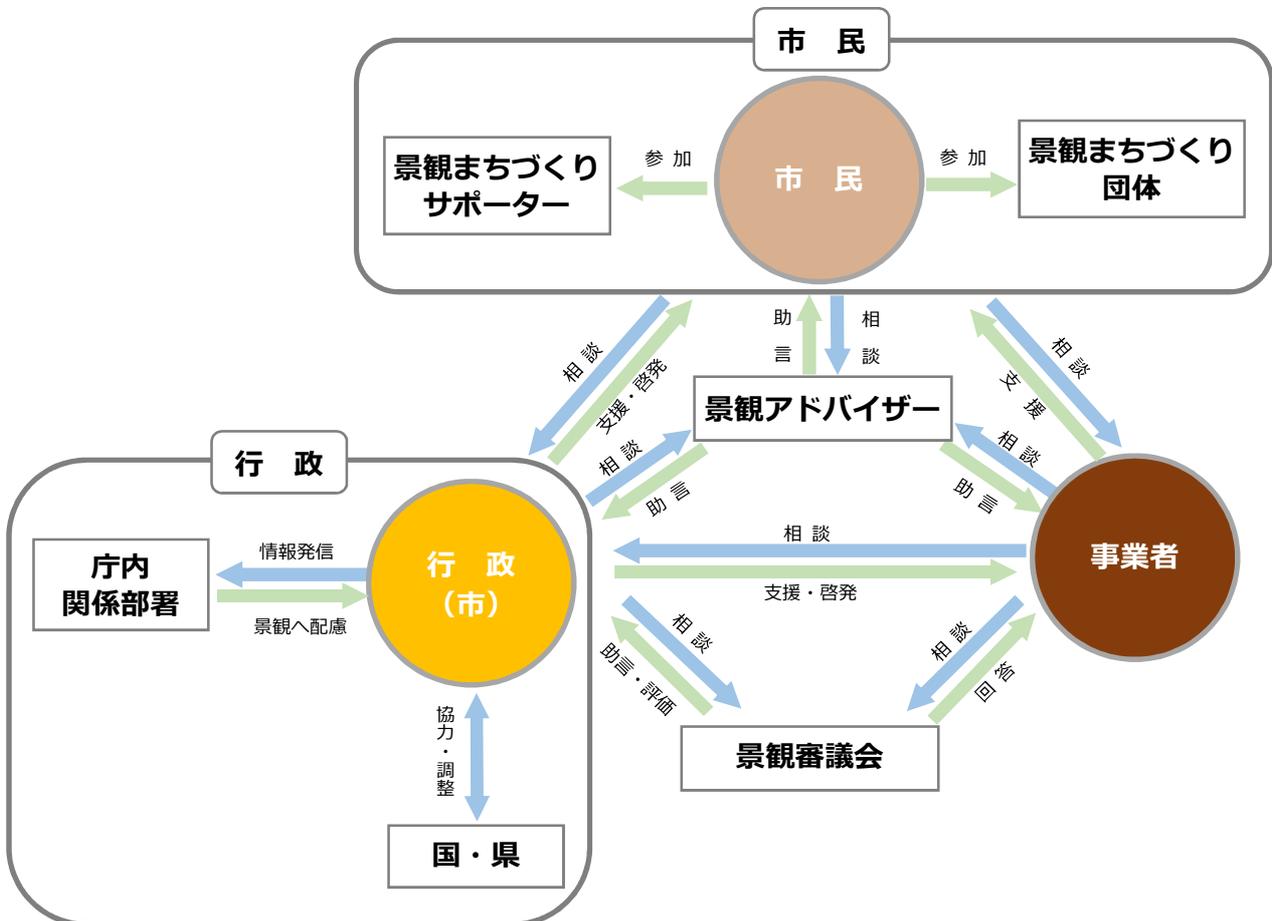
③ 関連計画への景観配慮

各計画における景観事項を確認し、景観の観点からの配慮を求めています。

(6) 関係機関との調整

市内には、県管理の道路や、河川、公園、学校等の公共施設があり、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）や香流川等は、長久手の景観の重要な要素となっています。これらについて、その周辺と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成していくことが必要です。

このため、景観形成の軸となる道路や地域に親しまれる河川、公園等の公共施設について、必要に応じて公共施設の管理者と計画段階から維持管理までの各段階で調整を図ります。



各推進体制の関係性の展開イメージ図

2. 普及・啓発活動の企画

市民・事業者の景観まちづくりへの意識向上を図るために、景観に関する普及、啓発活動の制度を整えます。

(1) 情報発信

景観まちづくりに多くの市民が関心を持ってもらえるように、長久手の良い景観の情報等を発信します。

- 長久手の良い景観をホームページ等で掲載
- 市民の景観まちづくりのPR 等

(2) 啓発事業

景観への市民意識の向上、長久手の市民に愛されている景観や、今ある長久手の優れた景観の発掘等、様々な効果が期待され、景観まちづくりのきっかけづくりとして、次のような啓発事業を継続的に行っていきます。

- 長久手フォト・まちの絵コンテストの開催
- まち歩きイベントの実施 等

まちの絵コンテスト



令和元年10月6日実施

景観まち歩きイベント



平成31年1月27日実施

(3) 景観教育・学習の実施

景観まちづくりの担い手となる子供たちに対して、長久手の個性豊かで魅力あふれる「景観」の大切さに気づき、郷土に対する愛着を育むことを目的に、景観教育・学習の機会の提供を検討していきます。

また、地域に対しても出前講座を開催する等、幅広い世代に対しても景観まちづくりの啓発に努めます。

景観教育・学習



(4) 表彰制度

市民・事業者の景観意識の醸成を図るため、素晴らしい景観の形成に寄与している建築物や工作物、開発行為等の関係者、また景観形成に功績のあった者等を表彰する仕組みの導入を検討していきます。

3. 助成制度の検討

活発な景観まちづくり活動が行われるように、助成制度を検討していきます。

(1) 活動費の助成

景観まちづくりには、長い時間が必要であり、市民等が主体となった良好な景観づくり活動を継続して取り組む必要があります。景観資源の所有者や、まちづくりルールの作成に取り組む団体等に、その活動等に要した費用の一部を助成する制度について検討します。

(2) 修景等費用の助成

景観重要建造物の修景や景観形成重点地区等において、景観の形成を図る上で必要と認められる行為等について、一定の要件を満たした工事費等の一部の助成について検討します。

4. 進行管理と見直し

景観まちづくりの推進を図るため、計画の進捗について、景観審議会への定期的な報告を行います。

また、景観まちづくりの推進には、市民、事業者、行政が連携・協働して行うことが重要であり、定期的に、市民（景観まちづくりサポーター、景観まちづくり団体）、事業者、行政との情報交換の機会を設け、お互いの取組の進捗について課題や成果の共有を図ります。

これらの課題や成果等を受けて、また、景観まちづくりの進捗状況から、必要に応じて景観計画の見直しを行います。

長久手市景観計画（案）

お問い合わせ先：建設部 都市計画課

長久手市岩作城の内 60 番地 1

TEL (0561) 63-1111 (代)

FAX (0561) 63-2100

E-mail keikaku@nagakute.aichi.jp